

## 令和4年第2回羅臼町議会定例会（第1号）

令和4年6月17日（金曜日）午前10時開会

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 町長行政報告  
日程第 5 一般質問  
日程第 6 報告第 7号 繰越明許費繰越計算書について  
日程第 7 議案第37号 令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算  
日程第 8 議案第38号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算  
日程第 9 議案第39号 令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算  
日程第10 議案第40号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について  
日程第11 議案第41号 工事請負契約の締結について  
日程第12 議案第42号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について  
日程第13 議案第43号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について  
日程第14 議案第44号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について  
(日程第12、議案第42号～日程第14、議案第44号3件一括)

### ○出席議員（9名）

議長	10番	佐藤 晶 君	副議長	9番	小野 哲也 君
	1番	加藤 勉 君		2番	田中 良 君
	3番	高島 譲二 君		5番	坂本 志郎 君
	6番	松原 臣 君		7番	村山 修一 君
	8番	鹿又 政義 君			

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長 湊屋 稔 君 副 町 長 川 端 達 也 君

教 育 長	石 崎 佳 典 君	監 査 委 員	松 田 眞 佐 都 君
企 画 振 興 課 長	八 幡 雅 人 君	総 務 課 長	本 見 泰 敬 君
税 務 財 政 課 長	対 馬 憲 仁 君	税 務 担 当 課 長	飯 島 東 君
環 境 生 活 課 長	長 岡 紀 文 君	保 健 福 祉 課 長	福 田 一 輝 君
保 健 ・ 国 保 担 当 課 長	洲 崎 久 代 君	産 業 創 生 課 長	大 沼 良 司 君
ま ち づ くり 担 当 課 長	湊 慶 介 君	建 設 水 道 課 長	佐 野 健 二 君
学 務 課 長	平 田 充 君	社 会 教 育 課 長	野 田 泰 寿 君
会 計 管 理 者	鹿 又 明 仁 君		

---

○職務のため議場に出席した者

議 会 事 務 局 長	松 崎 博 幸 君	議 会 事 務 局 次 長	堺 勝 敏 君
-------------	-----------	---------------	---------

---

午前10時00分 開会

---

◎開会・開議宣告

---

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。

定足数に達しておりますので、令和4年第2回羅臼町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会期中における議場内でのマスク着用並びに出入口3か所を開放とします。ただし、発言時においては、一定の距離を確保した上でマスクを外すことも許します。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、1番加藤勉君及び2番田中良君を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議していただき、本日から6月22日までの6日間とし、会議規則第9条第1項及び議案調査のため、6月18日から6月21日までの4日間は休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から6月22日までの6日間とし、会議規則第9条第1項及び議案調査のため、6月18日から6月21日までの4日間は休会とすることに決定いたしました。

---

◎日程第3 諸般の報告

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。

去る6月14日、札幌市において開催されました、第73回北海道町村議会議長会定期総会に出席をいたしました。

次に、羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果についての報告がありました。資料は議長の手元で保管しております。

これで、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 町長行政報告

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

令和4年度第2回定例町議会に議員皆様の御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、先ほど表彰されました高島議員、田中議員におかれましては、これまでの御功績に対し、私からも敬意を表するとともに、お祝いを申し上げます。

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、4件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、特旨叙位の伝達についてであります。

令和4年4月4日に御逝去されました、元羅臼町議会議員、故田中喜共氏が正六位に叙されました。

田中氏におかれまして、昭和34年5月から昭和36年7月まで羅臼村議会議員として、昭和36年8月から平成3年4月まで羅臼町議会議員として、8期32年の長きにわたり、議会議員として在籍し、議会の円滑な運営に尽力し、高邁な政治信念を持って、羅臼町の振興発展に寄与した功績が認められ、平成17年春の叙勲にて旭日双光章を受章しており、このたびの特旨叙位になったものであります。

去る6月10日、御子息であります田中喜代志様に伝達を行ったところでございます。

2件目は、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。

感染力の強いオミクロン株による新型コロナウイルスの感染者が、4月から6月にかけて、0から19歳の若年層を中心に、根室振興局管内でも感染の拡大が見られました。

羅臼町内でも、5月下旬に、1週間に16名の感染者が発生いたしましたが、町民皆様の感染防止対策により、それ以降の広がりが見られず、安堵しているところでございます。

感染や重症化予防をするためのコロナワクチン3回目の追加接種は1月中旬から開始し、集団接種については5月29日に終了いたしました。

4回目の追加接種は、主に重症化予防が目的であり、対象を60歳以上及び18歳以上60歳未満の基礎疾患がある方とされております。

接種については、引き続き知床らうす国保診療所での個別接種と、中標津子どもクリニックによる集団接種を実施する予定としております。

60歳以上の方は順次、それ以外の方については、申請により、対象となる時期に接種券を発送いたします。ワクチン接種を希望される方に接種が行われるよう、体制を整えてまいります。

様々な規制が緩和されておりますが、今後も感染症と共存しながら生活をしていくこととなります。町民の皆様には、いろいろと御不便をおかけしていることと思っておりますが、引き続き基本的な感染防止対策をお願いいたします。

何度もお話をさせていただいておりますが、重ねて、陽性者やその家族、事業所などに対し、偏見や誹謗中傷のないよう、温かい心遣いをお願いいたします。

3件目は、令和4年度羅臼町防災訓練の実施結果についてであります。

今年度の防災訓練は、去る9日、木曜日、午前10時40分より、羅臼町全域を対象に、地震、津波を想定した避難訓練を実施いたしました。

昨年までの2年間は、新型コロナの影響により、防災を意識する日として、津波被害のない地震災害を想定した訓練としておりましたが、今年度はコロナ前の形に戻し、住民の避難も含めた通常の訓練で実施したところであります。

また、羅臼消防署、羅臼駐在所、羅臼海上保安署、陸上自衛隊、羅臼漁業協同組合の関係機関にも御協力をいただきながら、災害時における情報の共有と伝達、関係機関における初動体制の確認やパトロールなどの訓練も行いました。

訓練は、各学校、福祉施設、民間企業、団体等、全町民を対象に、防災意識の高揚を図るため、実施しているところでありますが、今年は総勢1,049人の参加をいただきました。5月末の総人口4,504人に対する参加率は23.29%となりました。

例年、平日の勤務時間帯の訓練ということもありますが、各家庭や事業所等におきましては、この防災訓練を機会に、改めていつ起こるか分からない自然災害から、まずは自分自身の命を守るという行動への意識を高めていただけたものと考えております。

町といたしましても、町民一人一人が日頃から防災意識の高揚を図られるよう、引き続き啓蒙・啓発に努めてまいります。

改めまして、今年度の防災訓練に参加いただいた多くの町民の皆様にお礼を申し上げ、報告といたします。

4件目は、鮮魚取扱高についてであります。

お手元に配付をさせていただきました日報は、令和4年6月15日付のものであります。

主要魚種で見ますと、ホッケが、昨年、豊漁でありましたが、今年はこれまで、昨年同期と比べ、約1,855トンの減で、金額にして約1億5,000万円の減となっております。

す。今後の漁に期待をしているところでございます。

マスは、数量で約8トン増えており、単価も高く推移しており、金額で約1,000万円の増加であります。

スケソ、タラにつきましても、それぞれ金額ベースで約6,000万円の増加となっております。

そのほか、カレイ類などはほぼ横ばいで推移しております。

ウニであります。皆様も御存じのとおり、とても高い価格での取引となっております。殻つきのままでの出荷でも1キロ当たり2,833円と、昨年のおよそ2倍の価格となっております。このような状況でありますことから、折で1万枚の減、塩水で1万5,000枚の減となっております。ほとんどのウニが町外で加工され、製品化されていることになっております。このことは、地域経済へ及ぼす影響もありますので、今後の課題として、対策が必要であれば、漁業協同組合や、買受人や水産加工業者の方々と意見交換をしてまいりたいと思っております。

そして、トキサケであります。昨年同期から見て、約9,700尾の増、価格も平均1キロ当たり約2,800円となっております。約7,500万円の増となっております。

今後、前浜の春定置も始まることから、期待をしているところでございます。

地球温暖化などにより、海洋環境も変化し、魚種変換や、昨年のサバのような突然の豊漁などへの対応や、安全操業などに関するロシア情勢などにも注視をし、関係機関としっかり連携をしております。

これから昆布漁も始まりますので、事故なく、大漁でありますことを祈念いたしまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告は終わりました。

---

## ◎日程第5 一般質問

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

5番坂本志郎君。

坂本君。

○5番（坂本志郎君） 通告に基づき、一般質問を行います。

私の質問は3点です。

1件目、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に関してお伺いします。

接種対象者は、3回目を終えた60歳以上の全員と、18歳から59歳の持病のある人に限られるが、60歳以上の対象者と、18歳から59歳の持病のある対象者はそれぞれ何名か。

4回目接種のスケジュールと対象者への周知の方法は。

医療介護従事者等対象外の人が接種を希望した場合の対応はどうされるのか。

2件目、高病原性鳥インフルエンザに関してお伺いします。

道内の確認例と羅臼町の確認例は。

当町の鳥インフルエンザの感染対策についてお答えください。

3件目、新漁業法に関してお伺いします。

新漁業法の概要、目的と中身についてお答えください。

新漁業法は、当町の沿岸漁業に何をもたらすのか。

新漁業法施行で、自治体と漁協にどのような課題が生じるか、お答えください。

以上、3件、8点についてお伺いし、1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 坂本議員から、3件の御質問をいただきました。

1件目は、新型コロナウイルスワクチンの4回目の接種に関して、3点の御質問です。

1点目の、接種対象者である60歳以上の対象者と18歳から59歳の持病のある対象者についてであります。6月7日現在で、60歳以上の対象者数は1,597名でございます。また、18歳から59歳までの基礎疾患を有する方は、国で示す割合に、当町での3回目の接種終了率を勘案し、200名程度と見込んでおります。

2点目の、4回目の接種のスケジュールと、対象者への周知の方法についてでございます。4回目の接種につきましては、診療所での個別接種は7月19日から、中標津子どもクリニック医師による集団接種は7月31日、9月4日、9月25日の日曜日に3回実施することとしております。

周知については、6月10日発行の町政だより及び防災無線でお知らせしたところであります。

今後、60歳以上の方へは、3回目接種終了後、5か月を経過する方から、6月下旬頃より、順次、接種券を送付いたします。

また、18歳から59歳までの基礎疾患のある方については、事前に役場へ接種の申請をしていただき、3回目の接種後、5か月を経過する頃に接種券を送付することとしております。

周知につきましては、町政だよりや防災無線で継続して実施する予定であります。

3点目は、医療介護従事者等対象外の人が接種を希望した場合の対応についてでございます。

4回目の接種について、国では、有効性、安全性に関する知見等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的として対象者を決めており、医療介護従事者等を含めた対象外の方が希望した場合でも、接種はできないとしております。

今後、国では、さらに科学的知見等の収集に努める中で、現在、対象とならない方への接種についての検討を進めることとしているため、状況を注視してまいります。

2件目は、高病原性鳥インフルエンザウイルスに関して、2点の御質問をいただきました。

た。

1点目の、道内及び羅臼町の確認例についてであります。今年1月、苫前町、雄武町、小清水町において、オジロワシやオオワシから検出され、管内では、根室市でハシブトガラスから検出、2月には、えりも町、標津町、斜里町で確認をされております。

羅臼町内でも、2月にオジロワシとハシブトガラスから検出されました。

これにより、同月9日より2週間、回収地点から半径10キロで野鳥監視重点区域が設定となり、根室振興局と羅臼町の職員により、週2回、交互に巡視が行われることとなりました。

その後も、鳥類の死骸の通報が複数寄せられ、羅臼町を含め、道内ではハシブトガラスなどからの検出が相次ぎ、3月にはオオワシからも検出され、4月25日回収のオジロワシを最後に、現在まで検出はありません。

この間、野鳥監視重点区域はルサ地区から春日町まで拡大され、設定期間も5月23日まで延長されております。

道内のほかの市町村では、オジロワシ、クマタカ、ヒシクイ、トビなどの希少鳥類から検出され、養鶏場の家禽や、国内初となるエミューと、哺乳類のキタキツネからも検出されました。

6月10日現在、道内での感染事例は107例で、うち、10例は羅臼町内で確認されたものです。

検査は北海道が行い、カラスなどの場合は、同じ場所で5羽以上の死骸があった際に検査対象とし、希少鳥類に該当するオジロワシ、オオワシでは1羽から検査を行います。

検査が非対象となったものも含め、羅臼町では2月以降、ハシブトガラスを中心に130羽近くが回収されており、鳥インフルエンザの感染が原因で死亡したものが含まれている可能性があります。

2点目の、羅臼町の高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染対策であります。町内1例目の感染の確定連絡を受けた2月18日に、羅臼町のホームページで、弱った野鳥などを見つけても触らないこと、役場への通報を町民皆様に呼びかけております。

また、通報者の皆様には、詳細の説明や対処方法を個別に伝えてまいりました。

死骸回収は、野生鳥獣保護管理対策業務の一環として、知床財団に対応いただき、食害によるほかの野生鳥獣への二次感染を防ぐため、迅速な回収と適切な処理、現場消毒を行っています。

また、全対応記録の提出がなされ、感染拡大が見込まれないか、確認をしてまいりました。

人へ感染した事例は、国内では確認されておらず、万が一、死んだ野鳥を素手で触った場合でも、一般的な感染対策で予防できると言われております。

既に野鳥監視重点区域は解除されておりますが、再び感染が確認されれば、周知を図るとともに、死骸を発見した場合の対応周知については、適時してまいります。



3 件目は、新漁業法に関して、3 点の御質問をいただきました。

1 点目の、新漁業法の概要についてですが、令和 2 年 1 2 月施行となったもので、水産庁では、新漁業法の目的として、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立による漁業者の所得向上と、年齢バランスのとれた漁業就業構造の確立を、将来目指すべき姿としております。

この目的を実現するため、資源管理の強化、漁業許可制度と漁業権制度の見直し、沿岸漁場管理制度の導入、密漁の罰則強化、漁協制度や海区漁業調整委員の委員選出方法の見直しが主な内容であります。

2 点目は、新漁業法は、羅臼町の沿岸漁業に何をもちたすかという御質問であります。

漁業権については、報道等で、企業が漁業権を得ることができるようになったと言われておりますが、刺し網や昆布といった共同漁業権は、これまで同様に、地元の漁協が対象であることは変わりはありません。

また、定置網漁業権や、養殖漁業に関わってくる区画漁業権については、漁場を適切かつ有効に活用している既存漁業者に優先して漁業権が認められるということで、当面、変化はないと認識していますが、これら漁業権に係る優先順位制度が撤廃されたことで、将来、漁協運営に何らかの影響が及ぶ可能性があるかと捉えております。

資源管理については、管理の強化のため、漁獲可能量、いわゆる T A C を定める魚種を拡大していくということで、今年 1 月に水産庁と北海道による説明会が開催されているところであり、現在、羅臼町で T A C の対象となっているのは、スケソ、スルメイカ、サバ、クロマグロであります。今後、拡大されれば、漁獲の制限を受ける魚種が増えることとなります。

これは、新漁業法の目指す水産資源の持続的な利用を実現するために必要な措置であり、漁獲が制限を受けることになったとしても、長期的に見れば、羅臼町の水産業にとってプラスになると理解はしていますが、最大持続生産量、いわゆる M S Y 方式の導入なども挙げており、地域の漁業実情に配慮した資源管理の設定とならないと考えられ、特に北方領土を抱える根室海峡においては、自国の資源管理だけでは解決しない状況であることから、厳しい状況に置かれる可能性があるかと懸念されております。

3 点目の、新漁業法施行で自治体と漁協にどのような課題が生じるかについてですが、当面は T A C を決めるための水産庁や北海道との協議、漁獲データの提供といった実務が発生してくるものと考えております。

今後、資源管理の強化により、漁獲を制限せざるを得ないことになったとすると、制限を受ける漁獲の中で利益の確保を図ること、また、T A C 対象以外の魚種についても、資源の維持・安定を図るための取組が必要になると考えております。

新漁業法に基づき、こうした取組を進める上で、国は地方との協議、漁業者の理解を前提としておりますが、漁業の労働力や後継者不足は日増しに厳しい状況となっており、所得向上、効率的な操業の確立は急務であります。

こうした中、漁業者にかかる影響や負担を軽減させながら、地域水産業の持続可能性を高めていく必要があり、新漁業法に基づく制度を有効に働かせるには、多方面で難しい調整が求められていくことになると感じておりまして、漁協とも協議しながら、課題の共有と必要な対策を検討してまいります。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 再質問いたします。

新型コロナウイルスワクチンの4回目接種についてですが、4回目接種は60歳以上と基礎疾患がある人に限定して始まっています。当町も今後、本格化していくとは思いますが、従来と違って、接種対象者が18歳から59歳は持病がある人に限られています。当町もそうですが、各自治体は、打つべき人に確実に周知しなければならず、同時に、対象外の人に間違えて打てば誤接種となります。

その上で伺いしますが、当町は、この限られた対象者をどのように把握し、どのように接種券を送るのか。

また、18歳から59歳の基礎疾患のある人のほかに、もう一つ、医師が重症化リスクが高いと判断した人も対象のはずですが、この対象者についてはどのように対応するのか、もう少し詳細にお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 18歳から59歳までの基礎疾患を有する者、もしくは医師が判断する者の対象についてでございますが、当町といたしましては、町政日より、今後、防災無線ないしは防災情報メールで周知を行い、対象となる方に、役場のワクチンの担当のほうに連絡をしていただいて、接種券を申請するということを想定しております。引き続き周知についてはそういった方法で繰り返し行っていき、その対象につきまして、4回目の接種の対象となる頃に接種券を送ることとしています。その他、医師が認める者につきましても同様に周知を行い、かかりつけ医に相談をしていただいて、その旨を役場のほうに申し出ていただくということにしております。対象と思われる方については、役場のほうに相談していただくということで周知をしてまいります。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 防災無線と、それから広報でその旨については私も承知しているのですが、広報を100%皆さんが見るということはありません、防災無線を皆さんが100%聞くということはありません。そうすると、基礎疾患のある人については、漏れる可能性が多分にある。役場にコールセンターというのもありまして、それを知っている方はそうするかもしれませんが、ほかの自治体では、基礎疾患のある人も含めて、18歳から59歳までの人にも全員、ハガキなり文書を送って、そして、こういうことがあった場合には対象ですよということをきちっと知らせるという方法をとっている自治体もあります。もちろん、当町のように、今、課長、お話のあったような形でやる場合もあ

りますが、私は、何かちょっと漏れが出るのではないかなという不安を持っています。18歳以上59歳まで、60歳以上と同じように、全部、案内を送るということについては、この費用は国がもつというふうに言っておりますので、その辺について、もう少し周知が徹底できるような方法をぜひ検討していただきたいと。万が一、相当数が漏れていたということになると、これはこれで問題になりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

今、課長のほうから若干ありましたけれども、基礎疾患のある人とか、重症化リスクが高いと医師が判断した人を、自治体は把握できないのです。全自治体がそうです。繰り返しになりますが、周知を限りなく対象者に行うように求めておきたいというふうに思ひます。

高病原性鳥インフルエンザについてお答えがありました。

先ほど町長のほうからお答えありましたけれども、新聞報道によると、道内では4月から5月にかけて、3市町、4施設で鳥インフルエンザが発生し、鳥約52万羽と、エミュー約600羽が殺処分され、道内養鶏場での鳥インフルエンザ発生は、2016年に十勝管内清水町で28万4,000羽が殺処分されて以来、6年ぶりとのことでした。

今年は、先月、5月14日に、網走市の養鶏場で、統計上、国内農場で最も遅い時期の発生が確認されております。これは渡り鳥の関係で、北海道が一番遅くなりますから、こういうことになるのだと思ひます。

また、札幌市では、国内の哺乳類で初めてとなる、キタキツネとタヌキの感染も確認され、道民に不安が広がったということでした。

先ほど、人間には感染しない、日本ではそうなのですが、WHO、世界保健機関によると、海外で人の感染例は確認されています。感染した鳥を長時間、素手で触ったり食べたりしないは感染はしないということですが、野鳥の死骸は、先ほども羅臼町の事例がありましたけれども、当町のどこでも発見の可能性がります。今後、詳細に町民に公開して、注意喚起をすれば、先ほど話もありました、家禽やペットなどへの感染防止になります。そのためには、町民への鳥インフルエンザの正しい情報提供、死骸の処理方法や注意喚起など、効果的な啓発活動が必要と思ひますが、もう一度、これに対して町の考えをお聞かせください。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（大沼良司君） ただいまの御提案、承りました。

基本的には、町内で鳥インフルエンザが確認された時点で、ホームページ上で注意喚起はしておりますが、防災無線の呼びかけもする予定でございましたが、町内で別の事案が発生して、町民様に、鳥インフルエンザの関係を周知するというよりは、優先順位に基づいて、そちらの別案件を優先させていただいております。なので、坂本議員の御指摘のとおり、ただいま町内では、十分に防災無線等で皆様に周知ができていないような状態もりますので、改めてこのあたりの詳細を何らかの形で住民の皆様に伝わるように対応してま

いりたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） この鳥インフルエンザに関して、課長も話していましたが、詳しい情報を正しく全町民に届ける、伝えるということが、実は感染防止の鍵なのですね。そのところをぜひしっかり進めていただきたいというふうに思います。

次に進みます。

新漁業法に関してお答えがありました。この新漁業法は、2020年12月1日に施行が決定されましたが、実に70年ぶりの改定になるようです。新漁業法の目的については、先ほど町長が、漁業資源を守るとか、所得向上につなげるとか、幾つかありましたけれども、私、こういうふうに目的については書いてあります。漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ漁業者の秩序ある生産活動が、その使命の実現に不可欠であることに鑑み、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水源の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とするというふうに明記しています。

新漁業法改定のポイントは、お答えにもありましたけれども、大きく6点あります。

1点目、新たな資源管理システムとして、漁獲量の制限、TACというものでございます。社会全体の漁獲可能量というふうに訳されるようですが、これを拡大するということ。このため、今後は、漁獲量に占める対象魚種の漁獲量を増やすということなのですが、先ほど羅臼町で、何種類かの魚がTACの制限にかかるからと言っていました。新漁業法の新しい管理システムは、対象魚種を増やすと指摘している。

お伺いしますが、今までのTAC対象種数と、今後、どのくらい対象魚種を増やす計画なのか、お答えください。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（大沼良司君） TACにつきましては、国で示しているのが、対象魚種については6割から8割を目指していくということで、漁獲量ベースでそのような動きになっており、ほとんどの魚種がそれに該当することになるであろうと思っております。

令和5年度は200魚種を目指すということになっておりますので、かなりの魚種が改めてTACの枠組みの中で漁獲制限を受けるものと考えております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 私、調査したところは、今までTAC対象種は7種だったので。先ほどお話あったほかに、ズワイガニとか、そういうのが入っていて7種なのです。今、課長のお話だと、200ぐらいというお話でしたが、私が調べたところは、150に広げると。だからとんでもない魚が、このTAC管理、漁獲量を制限する対象になっていくと、こういうことが示されております。

それで、このTAC管理を広範囲に当てはめて、IQやITQを導入すると。IQというのは知能指数ではないと思うのですが、お伺いしますが、このIQ、ITQとは何ですか、お答えください。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（大沼良司君） I Qについてお答えいたします。I Qについては、基本的に漁船の漁獲量の割り当て、漁船ごとの漁獲量を割り当てるといったところが単純にお答えになるかと思えます。基本的には、T A Cの全体の漁獲量の調整の中で、地域ごとの漁獲量をさらに割り当てて、それをさらに登録漁船などの漁船数でI Qを割り当てるような仕組みになります。これについては、大臣等の許可が必要になるもので、もちろん北海道においては知事許可も含まれるものと考えております。

もう一つ、I T Qについては、今、お答えする資料を持ち合わせておりませんでしたので、申し訳ございません。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） I T Qというのは譲渡可能個人漁獲割当量、こういうことになっていて、1回目の質問で、新漁業法は沿岸漁業に何をもちこたすのかという部分の質問にお答えで触れられていましたが、水産北海道協会は、北海道で大きく影響するのは、ホッケとスケトウダラのM S Y、最大持続生産量に基づくT A C、漁獲可能量、これの管理であり、最も経営に密接に関わる漁獲量の削減になるだろうと思っています。

また、現在、道内では、新たな資源管理を受け入れるのかどうか、大きな問題になっているし、水産庁は、ホッケを新たな資源管理のターゲットにしているとのことです。

今日の朝刊ですが、昨日、16日に開かれた道漁協組合長会議でも、国が漁獲可能量、T A Cに基づく資源管理の対象魚種をホッケ、マダラに広げること疑問を呈しているという報道もありました。

次に、新漁業法による漁業権制度についてですが、海面には農業のような個人所有の農地はなく、地先資源を守り、地元の沿岸漁民が優先して地元漁場を利用できる制度として、漁業権漁場制度があります。漁業権の種類は、アワビ、サザエ、ワカメや昆布など、地域的な資源を対象に、地区漁民が小規模な漁船と漁具で漁業を営む共同漁業権、それから、占有水域に定置網を設置し、マグロ、サケ、ブリなどをとる定置漁業権、湾内にマグロ、クロマグロやサーモン、サケ、ホタテなど、養殖業を営む区画漁業権、三つあります。

私、この新しい漁業法、ちょっと詳しく見てみたのですが、この新漁業法では、この三つの漁業権があるのですが、海面での企業活動促進のために、次のような内容が盛り込まれています。

一つは、漁場計画作成の際、一時は漁業権を個別漁業権と団体漁業権に分離し、個別漁業権を企業に直接免許できることにした。新法62条。

二つ目、定置漁業権や区画漁業権については、旧漁業法では、地元漁民、漁協優先の順位が定められていたが、外部企業の参入が容易になるよう、その優先順位を廃止し、63条、73条、漁協組織に所属しない外部企業に県知事が直接免許することにしてあります。

三つ目、新規漁場、空き漁業権については、地域の水産業の発展に最も寄与すると認め

られるものに免許する。こうなっています。

これは非常にあいまいな基準でして、地元優先要件を設けることなく、外部企業の参入を容易にしています。新法第73条。

そして、先ほどの繰り返しになりますが、国が全体漁獲量、TACを決め、大臣許可漁業と県知事許可漁業への配分量を定めることとし、新法15条、国が配分決定権を持つことで、少数の企業資本漁業に有利な配分を可能にするとともに、船別に漁獲量割当、IQを設定する制度をつくり、その割合を、譲渡、移転可能、ITQ、新法21条、22条、資本に任せ、漁業の寡占化を可能にしています。

そのほか、漁業調整委員会委員を、今までは公選制でしたが、これから都道府県知事の任命制に変更、新法138条、知事の意向に添う人物らを委員に任命できる制度にした。

いろいろ今申し上げましたけれども、どうも先ほどのお答えでも、幾つか不安材料というのは指摘されていましたが、それはそれで理解するのですが、今、私が設けたことを踏まえて、この新漁業法について、町長の御意見をもう一度お聞かせください。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 坂本議員が今おっしゃっていた、この新漁業法のことでありますけれども、実際にこの新漁業法が、今、新しく変わったことによって、変化をもたらしているというのは、今のところ見られないということでもあります。

しかしながら、今後、例えば日本の今の食料の情勢だとか、それから、輸入量の低下、また、日本が本当に少ない自給率、こういったものを鑑みながら、地域の水産業はどう変わっていかなければいけないかという視点に立って見ることも、これまた大事なことだろうというふうに思っております。

その中で、羅臼町が、この新しい法律にのっとった中で、いかに今後進めていくべきかということについては、関係機関、当然、羅臼漁業協同組合、また、それ以外に関わるそれぞれの団体、そういったところとしっかり協議を行っていかねばならないというふうに思っております。全てが羅臼町にとってマイナスに働くのかということだけではないのかなというふうなところも考えております。思っておりますけれども、実際に、例えば企業が入ってくるのかどうかということについては、これは今、まだ想像の域にしかありません。

ただ、これからしっかりとした漁獲調整をしながら、資源管理をしながら、羅臼町の漁業がいかに発展をしていくかという中には、今までの漁業者の持っている感覚、組織、それから構造、こういったものを一度しっかり検証して、見直す必要があるのは、前々から私が言っていること、何ら変わっておりません。

ですから、今日、御質問もいただきましたので、これを機に、しっかりそれを見据えて、羅臼町がこの新法といかに接していくか、そしていかにこれをうまく利用して発展をしていくかというような構造改革的なことも含めて、羅臼漁業協同組合と膝を突き合わせて、いろいろなことに協議をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 町長の認識を聞かせていただきました。

私は、この新漁業法については、今やっている漁民の皆さんが、新漁業法が発表されてすぐに何か起きるということではないのです。それから、企業が参画が認められるようになったといっても、現在やっていらっしゃるところは優先されますから、それは。だから、それも新法が始まったらすぐ何か起きるということではない。それは町長おっしゃるとおりだと。

ただ、私が一番心配するのは、この新漁業法が水産資源の保存及び管理を筆頭に挙げて、あたかも水産資源の持続的な利用を目指す法律であるかのような装いではありますが、しかし、この漁業法改定のねらいは、成長産業化の名のもとに、海面への企業参入の障壁であった漁業権、漁協、漁業調整委員会の弱体化と、資本漁船、漁業への各種規制事項の撤廃であると考えています。

新漁業法を具体化するプランとして、今年3月には、今後5年間の水産基本計画が閣議決定されています。そして来年、2023年には、新漁業法が成立して初めての漁業権の一斉更新が予定されています。先ほども言いましたが、共同漁業権は、今までどおり漁協にのみ免許されますが、定置漁業権と区画漁業権は、漁協は優先して免許される規定が廃止され、民間企業は免許申請できることになります。ただ、今、どこか羅臼町に民間の企業が、自分もやりたいのだ、やらせろという、まだそんな事例もないし、来年、再来年、すぐ出るとは思いませんが、私が心配しているのは、将来、そういうことが起きる可能性があるのではないかと。これに対して、行政、あるいは漁協、漁民の皆さんがきちっと話し合いをしておかなければいけませんよと。そういう意味で、行政がイニシアティブをとって進めていく必要があるのではないかとということを申し上げておきたいと。

関連で、もう1点だけお伺いします。

日本の海岸線には、離島や半島部も含め、約6,300の漁村、集落があります。羅臼町もその一つです。日本全国の津々浦々に漁業産業があることで、交通不便で条件不利地と言われる離島や半島地域の雇用を守り、地域経済を支えています。そこに住む漁民が沿岸漁業を営み、海の環境や漁村の文化を守っています。その上で、漁民は魚介類を生産することが本来の仕事ですが、小規模漁業による地域社会への貢献にはどのような活動があると考えているか、お答えください。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 今行われている漁業につきましては、坂本議員が先ほどおっしゃった、区画漁業権を持つもの、それから、共同漁業権でやっているものが主でありますけれども、今後、区画漁業権でいきますと、養殖事業というのが盛んに行われてくることというふうに思っております。先ほど言ったように、TACの制度というのは、回遊漁が主に対象になっていくことが多くございます。そういった中で、安定的な漁獲を得るためには、養殖事業に力を入れていくというのは、これは全国的な沿岸の漁業者のほうで動

いている状況でありますけれども、これが海上なのか、もしくは陸上養殖なのかというようなことも、近年、様々な形で研究をされてきております。羅臼町も、先日、若い人たちを中心に、そういった施設の視察もさせていただいてきております。今後、完全陸上養殖も含めた、羅臼町ででき得る魚、魚類の生産をしていくということについては、様々な形から検討していかなければいけないですし、行っていくべきものというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 小規模漁業者が地域に果たす役割、町長のお答えもそうなのですが、私の捉え方は、小規模漁業による地域社会の貢献については、海浜や河川などの清掃、魚民の森づくりなどを行いながら、美しくて豊かな海づくりをする活動や、海難事故が起きたときに、ボランティアで船を出して人命を救助する活動、交通不便な離島や半島部でも漁業をしている人がいることにより、海外からの密輸、領海侵犯などを監視して、国境を守り、国民の命、財産を守る活動、また、海水浴場、釣り、民宿、体験学習などで、海の安らぎの場を都市住民に提供する活動、伝統漁法や魚食文化、海にまつわる信仰や祭りなどの保存文化を継承する活動など、小規模漁業があるおかげで、日本人と国土にとって大切な役割を果たしているというふうに考えています。全国津々浦々に沿岸漁民がいるからこそ、海の環境は守られ、多彩で新鮮、おいしい魚介類が国民に提供され、私たちの食と健康を支えてくれています。

新漁業法下における漁業権の見直しや、沿岸漁業への魚の全体漁獲可能量の規制拡大問題などは、沿岸漁家を一層衰退させることになるため、漁業に関連する地域産業も含め、沿海地域全体の衰退化につながりかねない問題であるということを繰り返し申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（佐藤 晶君） ここで、午前11時10分まで休憩いたします。

11時10分より再開をいたします。

午前10時56分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

1番加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） それでは、私から2点ほど質問させていただきたいと思います。

1点目につきましては、観光振興についてでございます。

2020年から続く新型コロナウイルス感染症は、現在も終息せず、国のまん延防止等重点措置により、人の動きが制限された中、観光も大きな打撃を受けました。

今年、国のまん延防止等重点措置が全面解除され、観光客、特に外国人観光客の入国再



開に期待がかけられております。

コロナ禍での観光客誘致と、観光産業の振興について、お伺いいたします。

2点目は、陸上養殖の可能性についてでございます。

未来創造型実行委員会が実施しました先進地視察研修報告会で、岡山理科大学が取り組んでいる陸上養殖施設の発表があり、漁獲量が減少傾向の中で、持続可能な漁業の振興は重要な課題の一つと考えております。とる漁業から育てる漁業への推進に向けた陸上養殖の可能性調査について、重点施策として推進すべきと考えますが、町の考えをお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 加藤議員から、2件の御質問をいただきました。

1件目は、観光振興について、コロナ禍での観光客誘致と観光産業の振興についての御質問です。

国のまん延防止等重点措置が解除されたことにより、6月10日から外国人観光客の旅行者または旅行サービス手配業者を受入れ、責任者とする添乗員つきのパッケージツアーの受入れが開始されましたが、当町では、今のところ積極的な誘致活動を行っておりません。外国人観光客の誘致につきましては、北海道や観光協会と連携を図り、進めてまいりたいと考えているところであります。外国人観光客の誘致も重要であります。まずは国内旅行者の増加を期待しているところであります。

3年ぶりに増加を見込んでおります修学旅行の受入れは、6月15日現在、26校で、延べ2,505名の受入れを予定していることや、3年ぶりににっぽん丸の受入れを4回で最大1,400名を予定しております。この団体ツアー以外でも、個人観光客の回復にも期待しているところであり、昨年11月に、知名度向上、観光客誘致やふるさと納税返礼品PRを目的とした羅臼町総合プロモーション事業としてロケを実施し、去る5月29日に放送されたHBCバラエティ番組の「歩いて稼ごう1歩1円」では、道内世帯視聴率で7%を獲得し、同時間帯の視聴率で1位となっております。この番組は全国13ネットで放送されており、全国の正式な視聴率は現在確認中ではありますが、夏の観光シーズンの誘客につながるものと思っております。

今後も、道内放送番組「今日ドキッ！」で、6月下旬、9月、12月、3月の4回、そして、この4回の総集編となる内容で、全国放送となります「日本のチカラ」が放送されますので、羅臼町の大きなPRになるものです。

また、近年は、コロナ禍でアウトドア観光客の人气が高まっており、当町においても、知床羅臼NOASOBI・MANABI推進協議会と2年間、試験的に進めてまいりました知床羅臼野遊びフィールドを7月中旬以降のオープンに向けて準備を進めているところであり、本格的オープンになりますと、夏場の観光に期待が高まっているところであります。

このほかにも、知床国立公園内の将来的な利用を見据え、自然保護の取組と、自然環境を活用した利用ルールの整備に取り組んでおりますので、引き続き自然保護をしながら、知床のブランディングに努めてまいりたいと考えております。

2件目は、とる漁業から育てる漁業の推進に向けた陸上養殖の可能性調査について、重点施策として推進すべきと考えるが、町の考えを伺いたいとの御質問であります。

先日の先進地視察研修報告会に参加されたということであります。

私自身も、この視察研修で、羅臼町を背負っていかれる若い皆さんが、地域が直面する課題に真剣に向き合おうとする思いを感じ取ることができました。

報告会の後、未来創造型実行委員会の菅原委員長をはじめ、報告会を企画された会員の皆さんから、まずは自分たちの経験、知識が生かせる陸上養殖の実証試験を進めていきたいとの御相談を受けています。この動きは、羅臼町にとって非常に重要な一歩であると捉えています。

このような民間の自発的な動きを見据え、第2期羅臼町総合戦略において、既存産業の魅力化、企業誘致と並んで、新規産業の創出を最重点に位置づけており、地域経済を支える漁業の推進の中の基本施策として、水産資源の増養殖に係る実証試験及び研究を挙げているところです。

行政執行方針でも述べさせていただいておりますとおり、多分野がつながりを持ちながら、課題解決に向かう活動の芽を大切にしたいと考えております。

また、将来的な産業化を目指すことを考えたときに、スタートから民間が主体となり、アイデアやイメージを持って取り組んでいかれることが重要であると感じています。

さらには、民間における取組の進捗や多方面とのつながり、それを生かした展開の可能性に期待を寄せており、行政としては、この動きに並走する形で、必要な支援、助言をしてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） それでは、再質問させていただきたいと思っております。

まず、観光の振興でございますけれども、羅臼町の観光統計というのがインターネットに載っておりますが、その中で、27年度の観光客の入込者が55万人を数えていたのですよね。コロナ禍のせいもありますので、減ってはいるのですけれども、令和3年度には27万人という数字で、50%ぐらい減ってはいるのです。

特に、この中で宿泊者が7万7,000人から3万人ほどに減少しているのですが、実は羅臼町の観光というのは、素通り観光ということがよく言われていたのですが、まさにそのとおりかなというような気がしております。

それで、先ほど外国人の話もそうだったのでございますけれども、外国人の観光客というよりも、滞在型の観光を目指すことが重要な課題であるというふうに考えますが、その辺について、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま加藤議員の御質問であります、確かに27年、55万人を超えております。令和3年、昨年はそれを半減したということでございます。コロナの影響が非常に大きかったというのは、実際のところであるというふうに思っております。

そこで、滞在型の観光ということが言われて久しいというふうに思っております。当然、滞在をするということは、宿泊施設等々をしっかりと整えていかなければいけない。そういった中で、民間の方々が行っている民宿等々が、今、どういう状況にあるかということになりますと、コロナ禍において、非常に厳しい状況にあるということでございます。

また、今後、企業誘致をしていったり、また、新たな地元の力を借りながら、宿泊業者、宿泊施設を増やしていくということに関しましては、何分にも、羅臼町が推進していくにしても、なかなか町有地がない。そういった中で、非常に土地がない。また、あっても、個人の持ち物で、なかなかそこに町が口を出していくという状況にないこともたくさんございます。しかしながら、そういったところにも働きかけは行っている最中でありますので、そういったところで、可能性があれば、そういったこともまちとしては取り組んでまいりたいというふうに思っておりますが、何分にも、今の状況の中で、すぐに滞在型に移っていけるかということ、まだまだそれに対しての取り組みは必要だというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） 滞在型ですけれども、羅臼町は旅館も民宿も含めて、キャンプ場も含めて、かなりの施設があるというふうに思っています。27年度の統計からいくと、2015年ですけれども、宿泊者数が7万7,678名いたのです。2019年、元年ですけれども、それは3万5,000人に減っています。これはコロナの関係もあったのですから、減るのは当然だというふうに思うのですが、29年のときは6万7,000人。逆にいうと、7万人ぐらいのキャパは持っているのですよね、羅臼町で、どういう形にしても。

これは観光庁が発表した、日本人国内旅行の1人当たり旅行支出という調査ものがあるのですけれども、これで宿泊者の、日本人1人当たりの旅行支出というのはどのぐらいかということで計算した数字が出ているのですけれども、令和元年度の宿泊旅行支出というのは、1人5万7,157円あるのです。日帰りの場合は1万6,956円ですから、3倍ぐらいが、宿泊の場合は支出をかけているのですよね。これをちょっと27年と令和3年度の宿泊者数でちょっと計算させていただいたのです。宿泊者数が7万7,678人で、平均5万143円使うとすると、1年間で38億9,000万円のお金が羅臼町であったという、これは国の数字ですから、果たしてそうなったかどうか分かりませんが、なっているのですよね。大体40億円ぐらいの観光客の支出があったという計算になるというふうに私は考えているのですけれども、そうなりますと、宿泊者数自体は、この7万7,000人を、過去の数字からいっても、確保することは可能だろうと、私はそう思っ

てございます。

それで、国は今、観光需要の喚起策として、県民割というのを、GoToキャンペーンから県民割に拡充していくということで、8月の末まで、今、やっていくそうなのですよ。北海道も道民割というのをやっていて、今、1泊5,000円の宿泊と、2,000円か3,000円の飲食代を含めたクーポン券を出している事業を実はやっているのですが、これを国としては支援をしていきたいという形です。

ですから、このせっかくやってきた制度を、羅臼でもっともって来ていただく、その制度を利用して。ただ、この制度自体も、大きな都市の立派なホテルだとか、やった当時もそうなのですけれども、例えば2万円ぐらいしているところに集中していくと。安く泊まれると。羅臼でそういう旅館があるのかなといったら、なかなかそう簡単でないということで、多分、この制度にのっても、羅臼の宿泊施設は、非常にその恩恵をとりづらいうというふうに考えているのですが、ほかのところでは、地域割クーポンというのを出している地区があるのです、独自に、宿泊客に対して。これは新聞等でも見ていると思うのですけれども、弟子屈町でたしかそういう地域割を出しているはずですよ。ちょっと調べていただきたいと思うのです。宿泊者に、うちでも地域割のクーポン券、出すのですけれども、それを観光客にも出したらいかがかなということで、観光需要喚起策として、宿泊客を対象とした独自の地域割クーポンというものの発行が考えられないかどうか、その辺について伺いたします。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 地域割クーポン券の関係ですけれども、今年、今年度については、今のところ予定はしておりませんでしたけれども、以前、地域割クーポン券ということで、実施させていただきました。そのときは、ほぼその地域割クーポン券を利用して、経済効果が相当高かったかなというふうに感じて、効果があった事業だというふうに思っております。

今後につきましては、先ほど町長が答弁されたように、まずは羅臼町を全国にPRをしたいということで、テレビを使った周知ですとか、あるいは今後、北海道の事業があるのですけれども、その中で、例えば観光需要確保研究支援事業というものが北海道で実施されます。これは観光協会に対する補助でございますけれども、こういった補助を活用しながら、全国に羅臼町をPRしながら、積極的に観光客の誘致を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） 分かりました。地域割クーポン券というのは、僕はすごく有効かなと、逆に、いった実績が持っているわけですから、そういう意味では、一つ、この夏場にかけて、羅臼町に観光客を呼ぶ、せっかく修学旅行生も来てくれるそうですから、そういったことで、少し何とか羅臼町に呼ぶ、滞在してもらい、あるいは宿泊してもらいという制度を、国と一緒に実施してほしいなというふうに考えております。

それで、総合計画が先ほど町長の話にも出ていたのですけれども、羅臼町の第2期総合戦略という総合計画があって、令和3年から令和7年度において、観光客入込みの目標値が示されております。これを見たのですけれども、令和元年度の宿泊者数を10%の上昇というふうに見ております。ただ、令和元年度の宿泊者数は3万5,182人しかいないのですね。これ、10%増しても到底、羅臼の目標値には届かないというふうに思うのですが、この辺、数値があいまいなのかどうか、私、分かりませんけれども、ただ、目標値としてはちょっと足りないかなと。キャパが7万人以上いるわけですから、その辺で、もう一度この宿泊者数の見直しを、総合計画、今後、何年に実施するのか分かりませんが、多分、令和7年度のときには進めていくのだろうという感じですから、そのときに、ぜひとも宿泊者数の7万人ということを引き上げていただけて、やっていただけるかなというふうに思っています。

どうしても観光を考えるときには、ややもすると観光協会と町だけという感じで考えるを得ないわけですが、これもほかのまちなのですから、観光を中心としたまちづくり推進協議会というものをつくっているところもあるようです。それはなぜかという、観光を協働のまちづくりの一つとして考えているということなのです。ということは、住民が主体的に観光を考えて行動するということなのです、まちづくり推進協議会。住民がどう行動すればいいのか、住民がどう観光客と連携していけばいいのか、そういうことを考えるという会だそうです。

その中には、この前、水産白書かな、で出ていたのですけれども、漁獲量が減っている。それから、消費量も減っているというものが出ていたというふうには記憶しているのですけれども、今や肉のほうが消費が多くなって、魚介類が消費が少なくなっているということが水産白書の中に出ていたように記憶しております。そうすると、漁業であるまちが、そうなってくると、消費が抑えられてくると、漁業というものに主体を置いているまちは、非常にその次の先手を打っていかなければならない。

その中に、なぜ魚介類の消費が少なくなっているかという理由も書いてありました。要するに調理の仕方が分からないと。肉であれば、ただ焼くだけ。魚であれば、骨をとったり、いろいろ要するに分からないという、消費の仕方、食品になっていかないというのが実態だというふうに、その水産統計の中には出ていたのですが、それらも含めて、昔、たしか社会教育課の中で、浜の母ちゃんのレシピ集というのをもたしかつくった記憶が、私自体、持っているのですけれども、これは女性部が中心になって、羅臼の魚の食べ方、料理の仕方をレシピ集としてつくった記憶があるのですけれども、そういうものも活用しながら、まちづくり推進会議の中で、食、それから、つくる、それから、遊ぶところなども研究しているのだということでもあります。要するに食文化からアート、それからガイド、エコツーリズム、これらの推進をその推進会議の中で進めていって、まちづくりを協働のまちづくりの一つの柱としているというまちがあるのですが、この辺について、町としても取り組むべき必要があるのではないかなというふうに思いますが、その辺で町長の意見を

聞きたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） まちづくり会議といいますか、今、そういったまちがあるということでございます。

観光というところに特化した、そういった町民の動きをサポートしたり、町民の意見を集約して活用につなげるというような活動は、羅臼町でも、例えばアンダー60であったり、オーバー60であったり、それぞれの団体を網羅した、産業の活性化のための委員会ですとか、そういった集まりもございます。そういった中で協議をさせていただいております。

しかしながら、そこがもうまく機能していないのではないかというような御指摘であれば、今後、やはりまちとしては、そこをしっかりと機能させていくことで、まちづくりに生かしていきたいというふうに思いますが、今、この後の御質問にございましたけれども、若い人たちが非常にまちづくりに対して、また、これからこのまちを担っていく産業に対して、非常によく考えていただいているような動きがございます。ですから、そういったところも大切にしながら、今後もそういった、今既存にある、今現在あるものをうまく利用して、そういった観光にも生かしていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） 観光は水産と肩を並べる羅臼町の産業でございますので、ひとつその辺、十分、水産も厳しくなっておりますけれども、その肩代わりという意味ではないのですけれども、2大産業の一つだということで、観光のほうについても力を入れて進めさせていただきたいなというふうに思っております。

続きまして、陸上養殖の関係なのですが、若い人たちが研修してきた結果、聞かせていただきました。何か生き生きとして、やっぱり昔の社会教育かなという感じを見てきたのですけれども、陸上養殖にはかなりの知識と経験と技術が必要だというふうに思うのですが、海面での養殖事業については、もう既に昆布ですとかウニですとか、そういったものはもう事業化されて、魚介類については事業化が進められて、今、進められております。

しかし、この海面養殖についても、知床の厳しい自然条件といいますか、冬は流氷がある、荒れる、海面が限られているという状況の中では、非常にまたこれも魚種が限られてくるのかなという感じを持っております。

先ほどから水産業法の関係もありますし、要するに回遊魚については、今後も持続可能な部分で、だんだんだんだん自然に任せていく漁法というのは、淘汰はされないとしても、非常に厳しい状況になっていくのかなというふうなことを思っておるわけでございます。

それで、これの陸上養殖というのは、可能性を一番秘めているのだろうと。特に羅臼は、あのときも言っていたのですけれども、温泉水だとか、海洋深層水、これらを利用すると、小規模だといいいながらも、調査、研究というのは非常に進んでいくのかなというふ

うな気がしてございます。

そこで、この実用化に向けた調査、研究について、町長も先ほども町として十分なことをやっていきたいというお話を聞いておりましたので、それについては、羅臼町としてどのような考え方があるのか、指導というのほどのような考え方があるのか分かりませんが、私は、この調査、研究について、やっぱり専門家の指導も必要だろうなど。なかなか羅臼の中から見ても分からない部分を、やっぱり専門家がいることによって、指導性も発揮してくれると思うのです。そして勉強もしていきましょうということで、どこにでもあるのですけれども、例えば水産系大学との提携を結んでいくとか、そういったことも一つの方法かなというふうに考えるのですが、どうなのでしょう、その辺の、町として、若い人のために、どこかの大学と結んでやって、提携してやって、調査、研究を進めていこうという気がないというか、そういったことができるのかどうか、その辺をお願いしたいと思います。何せ調査、研究といっても、長い年数をかけていくわけですから、例えば羅臼の昆布にしてもウニにしても、長い年月をかけてここまで育ててきたという経過がございますので、陸上養殖についても、可能性を進めるためにも、この調査、研究に専門家の意見を取り入れた連携というものは考えられないのかどうか、町長のお考えをお願いしたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 調査、研究ということであります。これについては、例えば今、加藤議員がおっしゃっていただいた、例えばどこどこ大学、どこどここの水産大学、そういった研究をしているところと結びつく、まちとそういうところが結びつく場合に、非常に大きなハードルもございます。大学側が求めるもの、羅臼町側が求めるものというのは、これ、非常にお互いにそこを調整しないとできない。

それともう一つは、もう既に陸上養殖、今回、岡山理科大学に行きました。技術的なものというもかなり確立をされております。先ほど御答弁させていただいたとおり、その中の若い人たちの中で、今、調査を始めたいというところは、実を言うと、もう既にある、実証されているものを使って、一つの企業と一緒に行っていきたい。これは多分、最短なのだろうというふうに思っております。大学と研究をして、何年もかけて、絶対大丈夫だよといったときにも、当然、実用化していく中では、企業の投資ですとか、例えば町民も含めた人たちの投資、それから協力、こういったものは必要になりますから、今現在、やろうとしている人は、そういった企業と一緒に試験を行っていきたい、そういった話もございますから、ただ、相手企業の問題だとか、いろいろございますが、そこはしっかり羅臼町としても注視をしながら、しかしながら、民間として、そういったところに投資をしながら頑張っていきたいのだというものに対しては、しっかりサポートなり協力をしていきたいという考えでございます。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） やっているところ、大学で、先ほど言ったように岡山理科大も

やっているし、それから、いろいろな大学でもやっていると思うのです。

ただ、北海道のこの地と、本州である温暖なところとの違いというのは確かにあるはずなのですよね、温暖なところと寒冷なところと。そういったところもあるので、一概にその技術が全て羅臼町に合うという形には、私は考えはしておりません。できないと思います、逆に。一步進んでいかなければならない。その技術をもって一步進んで、羅臼に合った技術にしていくということが、これが羅臼町で成功させる一つのポイントになるだろうと思っています。

そういった意味で、どこの大学がいいか分かりませんが、学生がここへ来て、海の魚をとりながら、陸上で養殖したら、こんなのがいいのでないか、あんなのがいいのではないかという、そういうような研究をするようなところを僕はつくって、そこで夏休みの間でも羅臼へ来ていただいて、魚を研究してもらい、陸上養殖を研究してもらいということが、私は必要だと思うのです。そのために、どこかの大学の水産系とお話をさせていただいて、羅臼町のまちでそういうような子どもたちを、大学生を宿泊させながら研究してもらいようなところを町自体としてつくり上げていく、そんなことも、本当にやるのであれば、そこまで考えていかなければ、ただ単に技術を持ってきて、羅臼で、はい、できませすという話には、私は到底できないのだろうと。そこは無理だと思います。

ですから、そういったことも含めて、この陸上養殖について、青年の方たちとお話を続けているようですから、その辺も含めて、町として指導性を発揮しながら、よりよいものに進めていただきたいというふうに思っております。

答弁は要りません。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） ここで、昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

1時から再開いたします。

午前11時45分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

2番田中良君に許します。

田中君。

○2番（田中 良君） 通告に従い、2件の質問をさせていただきます。

1件目は、地域を支える産業の活性化について。

当町の漁業の活性化における資源再生、水産資源の有効利用の令和4年度の取組はどのようなになっているのか。

また、計画書の策定の進捗状況は。



2点目、観光業の活性化について、道の駅周辺は改善が見られるが、町内のほかの観光拠点とのつながりはどのように考えているのか。

また、施設の再整備は考えているのか。

3点目、商工業の活性化については、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた観光業に対し、知床・羅臼観光クーポンを発行した効果はどのような効果があったのか。

また、商工業に対する新たな施策はあるのか。

2件目は、羅臼町の開発はどのように考えているのか。

現在、本町地区の再開発を進めていると思うが、町全体をどのような計画を考えているのか、町長にお考えをお聞きいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 田中議員から、2件の御質問をいただきました。

1件目は、地域を支える産業の活性化について、3点の御質問です。

1点目は、漁業の活性化における資源再生、水産資源の有効利用の取組、計画書の策定の進捗状況についてであります。

令和4年度町長行政執行方針でも述べさせていただきましたとおり、資源再生につきましては、水産業の持続可能性を向上させるための取組となります羅臼漁協の資源増大対策事業を支援してまいります。

具体的には、ウニ、ホタテなどの安定採捕につながる根つけ資源をはじめ、ナマコやカレイなどの浅海資源の増大のための栽培増殖事業に取り組んでおり、あわせて漁場環境の改善を行うほか、関係機関の協力を得て、資源調査も行われておりますので、これらの支援を行います。

また、北海道が取り組む資源増大事業となりますが、ウニ囲い礁整備工事が、知昭町及び礼文町沿岸の2工区で現在進行中でありますことと、本年度から、於尋麻布漁港沖合において大規模な魚礁が整備される予定となっており、藻場造成とウニの資源増産から、浅海魚類等の稚魚の成長や成魚の生息、産卵環境を造成し、資源増大に貢献するものと期待をしております。

主要魚種のサケ、マスの漁獲低迷については、地域経済に大きな打撃を与えており、引き続きさけ・ます増殖事業協会の取組を注視してまいります。

水産資源の有効利用につきましては、海洋深層水の取水管増設工事により、本年9月以降は、取水量の安定確保が可能となります。

これまで鮮魚の鮮度保持や、市場の冷却、衛生管理機能の維持、安定に貢献し、また、海産物をはじめとした羅臼ブランドの生産につながってきており、改めて多分野での利用研究が促進されるよう、PRをしてまいりたいと考えております。

計画書の策定であります。先ほどの加藤議員へのお答えと重複いたしますが、昨年、道外視察研修、先進地視察を行った未来創造型実行委員会から、陸上養殖の実証試験を進めていきたいとの相談を受けています。

地域課題の解決に向け、自分たちで考え、行動する姿勢が非常に重要であり、この活動を尊重したいと考えており、行政はあくまでサポート役となることで、関わる人たちの学びにつながり、地域に根づく取組となることに期待を寄せております。まずは民間の活動進捗やアイデアを阻害することなく、将来像を描いていけるよう、町としては、寄り添い、支援ができればと考えているところでありますので、御理解をお願いいたします。

2点目の、観光業の活性化について、道の駅周辺とほかの観光拠点とのつながりはどのように考えているのか、また、施設の再整備の考えについてでございますが、道の駅知床・らうすは、羅臼町の観光拠点施設であり、令和2年度には、駐車場や玄関前を広場として、移動販売店ができるよう整備をし、昨年5月から、玄関前広場の使用を開始したところであります。

道の駅知床・らうすは、主要観光拠点施設であり、羅臼ビジターセンターやルサフィールドハウスなどと連携し、観光船、トレッキング、観光施設、宿、食事、交通アクセスなどの観光情報を共有し、情報発信しております。

観光施設の再整備については、本議会で予算の補正をお願いしております観光庁補助事業を活用して、オートキャンプ場内炊事場の給湯設備やトイレのウォシュレット化など、施設の利便性の向上として整備を予定しており、次年度以降、オートキャンプ場の充実につなげていきたいと考えております。

このほかに、夏場に開設の町内二つのキャンプ場に加え、7月中旬以降には、知床羅臼NOASOBI・MANABI推進協議会と連携して、2年間、試験的に進めてきました知床羅臼野遊びフィールドを、民間事業者の運営により開設する準備を進めているところであります。

3点目は、商工業の活性化について、観光業に対しての知床羅臼観光クーポン券の効果について、また、商工業への新たな施策はあるのかとの御質問でございますが、令和3年度に実施した知床羅臼観光クーポン券事業は、補助事業として、知床羅臼町観光協会にて運営をしていただき、令和3年8月20日から令和4年2月20日までに羅臼町内宿泊施設に宿泊した方へ、滞在中、1人1回、1セットで3枚で、合計3,000円分を配布したところであります。

配布枚数は4,983セットで、1万4,949枚、額にしますと1,494万9,000円、使用枚数は4,783セットプラス2枚となり、合計1,435万1,000円となりました。

当初の計画と比較しますと、配布枚数5,000セットに対し、4,983セットで、率にしますと99.66%であり、ほぼ計画どおりに配布ができました。

使用率も96%と、高かったものと判断しております。

また、使用された業種としては、土産品店が617万7,000円と最も多く、次いで、コンビニ、商店が399万5,000円、飲食店が234万円、観光船・ダイビング会社などが107万8,000円、ガソリンスタンドが73万1,000円となっております。

す。土産品店ででの使用が約4割となり、道の駅に隣接する施設での使用が多かったものがあります。

新たな施策といたしましては、本議会で予算の補正をお願いしております、プレミアム率30%の商品券の発行や、全町民に1人1万円の給付を予定しており、プレミアムつき商品券発行事業では、最大7,800万円が町内経済につながることや、1人1万円の給付事業につきましては、給付時期をプレミアムつき商品券発行時期に合わせることで、商品券を購入し、地元で使用するを見込んでいるものであります。

2件目は、町全体の計画についての御質問です。

町全体の計画については、平成28年度を始期とする羅臼町第7期総合計画を上位計画とし、人口減少対策に特化した第2期羅臼町総合戦略や、社会、財政情勢に対応した公共施設に関する基本方針を定めた公共施設等総合管理計画などにより、総合的かつ全町的な計画としてまちづくりを進めているところであります。

まちの開発という面では、自然環境や町民生活、地域産業との調和、世界自然遺産や国立公園という地理的な要素もあることから、大規模開発を行える状況ではありませんが、地熱や海洋深層水といった当町の資源を活用し、新たな企業の参入や新産業の創出により、地域活性化を進めていく必要があります。

また、観光拠点である道の駅は、観光客が安全・安心に楽しんでもらえるよう、周辺整備を実施してきましたが、道の駅も含めた本町地区や市街地の飲食店街、湯ノ沢温泉地区などは、歴史的にも経済的にも重要なエリアでありますので、連動した一体的な整備による町全体の活性化対策が必要であると考えております。

人口減少が加速的にすすみ、将来、園児、児童数も大幅に減少する見込みであることから、教育環境を中心とした社会情勢や地域経済の変化に対応したまちづくりを進めるためにも、令和6年度からの羅臼町第8期総合計画では、将来を見据えた具体的な計画を策定し、推進してまいります。

○議長（佐藤 晶君） 田中良君。

○2番（田中 良君） それでは、再質問させていただきます。

まず最初に、町長から今、水産業の持続可能性向上のための取組など、質問に対しての御返答いただきました。

確かに今、浜で行われているいろいろな、ウニの囲い場もそうですけれども、地場産業の根つけのための整備が大変行われていると思います。それとともに、それによって魚類の稚魚や、そういうものの成長や、成魚の生育に、産卵環境の良好化について、伸びていると感じられているところであります。

毎議会ごとに、町長から、漁獲量の取扱高を発表されております。注視して見ますと、数量的に大分、前年度対比から見ても、少しずつはいい傾向になってきているのかなと思います。

ただ、心配されるのが、伸び代がやっぱりどうしてもちょっと不足だなと思われていま

す。それにつきまして、町の取組として、道外先進地視察も行った陸上養殖などはいいい例だと思えます。それにつきましても、今回行った岡山理大の視察につきましても、そこはそこでいい面も多々あると思えます。ぜひ、せっかく関わった若い人方に、さらなる視察地をぜひ予算組みして与えていただきたいなど。

というのは、岡山ばかりでなく、例えば千葉、神奈川、日本各地に陸上養殖の先進地、たくさんあります。そういうところで、やっぱりちょっと現場を見ながら、新たな情報も取り入れることが大事だと思われるのですけれども、その辺の考え方はどのように考えているか、ちょっとお聞きします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 先ほどの陸上養殖のお話につきましては、加藤議員からも御質問いただいております。確かに大学等々、技術を研究をされていて、まだ実業化に至っていないところもありますけれども、技術的には確立されているのだというふうに思っております。

そんな中で、私も一緒に行っておりますし、それ以前にも寄らせていただいたときもありましたが、これは大学と提携するかどうかということではなくて、実はそこにいる研究生等々の就職先というのは、実はそういうところに特化した研究であるがために、なかなか全国を見てもないのだという意味では、羅臼町でそういうことに取り組んだときに、そこで学んだ学生をしっかりとその場で受け入れて、この羅臼町で、もし陸上養殖が進んでいくとすれば、そういったところを一つの自分たちの就職先として選んでいただく、そんなことも学生たちは望んでいるのだというようなお話も伺いました。

そういった意味でいいますと、あくまで民間主体で動いていくというのは前提でありますけれども、羅臼町としては、人口減少のこと、また、就職、それから、新たな産業の創出という意味合いでは、そういったところで力強く一緒に後押しをしていく形の中で進んでいければという考えでございます。

○議長（佐藤 晶君） 田中良君。

○2番（田中 良君） ぜひその辺のあたり、若い人材を新しく流入するということが大変いいことだと思いますし、ぜひこれに関わっている、今、羅臼町でやろうとしている若い連中が、結構意識的に動いているということを報告を受けていますし、ぜひその人方にも、さらなるステップアップですとか、そういう課題を与えるような取組をしていただきたいと思えます。

それとあわせもって、海岸線で今、いろいろな増養殖以外、魚礁の開発とかやっております。実際に羅臼町の全体を見ますと、大変私は危惧しているのは、浜が荒れている状態です。というのは、いろいろな原因があって、浜が、結果的に山から出てくる治水がとめられたり、いろいろなところでそういう問題が起きています。あわせもって、計画として、防波堤というのですか、そういうふうなものも今、建設を進めているところですが、いかにせん、まだそれが行われていないところに、結局、大量の砂利とかがあがっ

て、そういう河川の、山から出てくる水をとめたり、そういうような形をしているので、ぜひその辺のあたりの調査というのをもう少し、行政としてはどこまで考えているのか。住民から結構、浜に住んでいる人方からそういう話も出てきていますし、ぜひその辺のあたりの取組のあたりはどのように考えているか、ちょっと1点、お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） これは、磯の問題、それから浜の問題というのは、非常に大きな問題だと思っております。特に温暖化によって海面が上昇している中で、この羅臼町の浜というのは非常に狭い、すぐ後ろがもう山で、少し道路を挟んですぐ海岸線。その海岸線も、多分、僕の経験上でも、ここ30年、40年の間に相当狭くなってきているといえますか、海が浸食が激しいといえますか、そんな状況であると。それに伴って、テトラポットで羅臼の前浜にずっと積んできた、または護岸工事を行ってもおります。私も以前に漁師であったことだとか、それから、水のことについて関わっていた経験からすると、いろいろなことが考えられるのだというふうに思っています。

ただ、全てコンクリートで囲ってしまって、先ほどおっしゃったとおり、山にある栄養分というのが海に流れ出ないことで、海の肥沃化といえますか、要は昆布が育たないですとか、海藻が育たないという現象が起きてしまっている地域もあるんですね。ですから、その辺のバランスといえますか、非常に難しい問題であろうというふうに思っております。

今、環境問題の中で、ブルーカーボンと言われる、海藻を育てたり、それから昆布を育てることによって、環境に配慮しようというような動きもある中で、どこまでどういうふうな形で漁業者の浜を守っていくか、資源を守っていくかということは、しっかり検証して進めないといけないだろうなど。資源も大事ですし、浜も大事ですし、それから、災害につながるようなことになっては、これまた大変なことでありますから、その辺のことはしっかり検証した上で計画を立てていかなければいけないという認識であります。

○議長（佐藤 晶君） 田中良君。

○2番（田中 良君） ぜひ今町長がおっしゃったように、ゼロカーボンに対しての、グリーンカーボンというのもありますから、浜を大事にしてあげて、それでなおかつゼロカーボンにも期待できる場所だと思います。ぜひその辺のあたりで、浜の状態を見ながら、直視しながら、その辺を行政に取り入れていただきたいと思います。

続きまして、観光の面でなのですけれども、道の駅の周りが大変きれいになったというか、車の往来が大分安心してきたかなというふうに見ています。

ただ、いかんせんながら、当町は土地の面積、非常に面積も少ないですし、十二分な駐車場帯とは言えません。この辺もあわせもって、やっぱり駐車場の拡大、これがいいかどうか分からないですけれども、対岸の前浜に、例えば海の上にとめられるような駐車場帯を誘致するとか、そういうような形もいろいろ施策を考えることができるかと思われま

す。

そういうふうなことで、私、ここの点で、ほかの道の駅から発信して、羅臼町内に動く、観光の案内、情報発信はいいのですけれども、うちの町の、そこまでたどりつくルートというのは大変、マイカーがないと動けない状態です。

今回、町のほうでも、レンタサイクルとか、そういうものを使いながら、大変町民、観光客に対して優しくなってきたなと思うのですよね。だから、せめてその中の、道の拠点、拠点のつながり、それをもうちょっと、観光客の人方、もしくは羅臼町を訪れた人方に、そういうところをちょっと魅力を発信していただきたいというふうに思うのですけれども、そのあたりはどのように考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの御指摘につきましては、やはり課題だというふうに思っております。道の駅を中心とした、もしくは羅臼町中心街、それからほかの観光地と結びつける交通アクセスであったり、そういったものというのは、非常に今、不足をしている状況だというふうに思っております。全体的には、例えば観光バスの問題、それはほかのまちと羅臼をつなげる交通アクセスの問題、それから、羅臼町に入ってから足の確保、これは町民も利用しますから、例えばハイヤーの問題であったり、それから、観光として、例えばレンタサイクル、またはそういったものを使う方もいらっしゃいますが、全ての方がそうではない。そういった中で、一つのガソリンスタンドがレンタカーを2台用意していただいて、今、運行をしておりますけれども、非常に利用率が高まっているというふうにお聞きしておりますので、こういったところ、また、環境に配慮すると、電気自動車の導入、そういったところまで、一連の計画をしっかりと今、立てようということで、職員内で羅臼町の交通アクセスについての意見を聴取している最中でございます。これをもとに、また町民にも諮りながら、今、何が問題で、こういうふうになっていくことを望むというようなところの計画も、今後、つくっていかねばいけないというふうに考えておりますので、できればなるべく早い時期にそういったものをお示しできればというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 田中良君。

○2番（田中 良君） ぜひ、この間、庁舎内に電動自転車が2台、置いてありました。ああいうものが、2台がいいのか5台がいいのか、それはもう少しあるほうが全体にいいに決まっているのですけれども、ただ、そういうものももっとPRして、使ってもらえるような状況にしていきたいと思います。確かに一気にいろいろなものを、アクセスもそろえるということとはできませんけれども、やっぱり先ほど町長が述べたように、ここは国立公園があつて、世界遺産のまちです。ましてや世界遺産のど真ん中、一番世界遺産に近いまちということなのですから、やっぱりちょっとアクセスの方法をもう少し、情報発信だけでなく、いかにしてそこへ動いてもらえるかということをやっともう一歩踏み出していきたいと思います。

あと、公共施設で、オートキャンプ場の、今、施設、管理棟をはじめ、この辺の数字等を改良する計画を予算化して、今回の議会に出てきています。特にオートキャンプ場のあたりは、決して利用頻度が、ほかのまちから見たら高いかというわけではないですけれども、でもやっぱり、来たからには、やっぱりいいオートキャンプ場だったというイメージ、特に私が思うのは、まず水の問題ですね。あと、トイレの問題。これほどこのまちへ行っても感じられることなのですけれども、今、ほとんど水洗トイレ、ウォシュレット付きのトイレがほぼ、ほかのまちへ行っても、そういうトイレ環境になっています。残念ながらうちのまちは、全部がそういうようなウォシュレットタイプになっているわけではありません。部分的に直しているところもあります。

ただ、そういうことを見まして、うちの公共施設は結構永年劣化しまして、公共施設としてはちょっと、機能、能力としてはとても落ちていると思うのですよ。その辺のあたりで、ぜひキャンプ場のあたり、農林体験実習館、今おっしゃったオートキャンプ場、その辺のあたりの、まず水とトイレの確保の仕方というのが、ちょっとどのように考えているか。私は、やっぱりほかのまちは持っていますが、やっぱり一番先に入って、正直、トイレが汚いと、このまち、来たくないなという印象を受けますし、その辺のあたり、どのように考えているか、ちょっとお聞きしたいと思います

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 公共施設全般に言いますと、今おっしゃったとおりであります。当然、水回り、これは非常に大事なところでありますし、全てが、今、現代風になっているといたしますか、ウォシュレットになっているような状況ではないというふうに感じております。

特に、今御指摘のあったオートキャンプ場につきましては、公共施設というか、公共の場であって、唯一、稼ぐ場所なのです。ですから、料金をいただいて、そこを利用させていただいている唯一の場所であろうかというふうに、町外の方を含めて、そういう場所ありますから、水回り、これについてはしっかり整備をして、気持ちよく利用していただけるような場であるべきだというふうに考えておりますので、これは当然、予算も伴う部分もありますけれども、そういったものをしっかり整備をして、気持ちよく使っていただける場としていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 田中良君。

○2番（田中 良君） ぜひこの辺のあたりは最優先とあえて言いますが、公共施設等を整備するときに、私も何回か質問させてもらっていますけれども、最優先を、順位をつけながら、今、どれからやっていくのだと、一遍には全部できないと、それは分かります。でも、ここが大事だろうというのはあると思うのですよね。ですから、その最優先度をやっぱりちゃんと認識させていただいて、予算をつけるにしても、先ほど町長がおっしゃったように、確かにオートキャンプ場は稼ぎます。ただし、費用対効果を見ると、そんなにいいものではないので、ただ、私が思うに、せっかく羅臼のまちへ訪れていただいて、

ちょっと残念だなと思うところがあれば、それは改善しないと、やっぱりうちらも羅臼町に住んでいる以上は、ちょっと残念だなと思われる場所なので、ぜひその辺のあたりをしっかりとやっていただきたいと思います。

また、この辺のあたりで、再利用できそうな公共施設がまだまだ出てくると思うのですよ。ちょっとリノベーションすると、本当にいいもので使えそうなものというのがまだまだ残っていますし、ぜひその辺のあたりをやっていただきたいと思います。

特に今、スキー場の跡地でやっている野遊びフィールドのこのあたりも、ちゃんとやっぱり何が欠けているのか、再度来たいと思われるような場所にぜひしていただきたいと思います。その辺のところは答弁は別によろしいと思いますけれども。

続きまして、3点目の商工業の活性化について、知床・羅臼観光クーポン券、これを発券していただいたおかげで、約1,500万円近く、1,400万円以上のお金が、自然とうちの商工業関係に流れております。大変いいことだと思います。このクーポンの利用というのは、当町でなければ使えないクーポンですから、当然、そのお金の流れが出ます。それによって、まちの中の商工業に対しての潤いが出てきます。またこの後も羅臼町のクーポンが発券されるということで、さらなる消費拡大をしてもらうのは大変いいことだと思います。

あわせて、この辺のあたりで、今、商業関係が大変厳しい状態で、商業も決して楽な状態ではありません。先ほど加藤議員が質問したように、やっぱり観光客の人数も減っていますし、地場産業もコロナによって出ている被害とかあります。ぜひこの辺のあたりで、さらなる今後、発展的なものが何かあれば、もう少し皆さんでちょっと協議しながら、ぜひ商工会にちょっと投げかけてくれて、どういうふうを考えているのだという形もとりながらやっていただければ大変ありがたいと思うのですけれども、このほかに何か特化してやりたいと思うようなものはありますでしょうか。大体今のところはこのプレミアム商品券ぐらいなものですか。ほかに何か、このほかに。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 大きな事業としては、今のところもう一度このプレミアム商品券を発行することで、地域経済の活性化につなげたいというのは、まず大きなところであります。ここ二、三年の間に、コロナ禍の中で、様々なこういった給付、それから補助、取組、施策、いろいろなものが各地域でも、北海道でも、羅臼町でも当然ありました。これから脱コロナと、ウィズコロナとか言われている中で、何が今、本当に必要なのか。それと、逆にそれがなければ動けなくなるような、今後、そういうのがなければ何もできないのだから、またつくって、またつくってというふうには、なかなか今後、いかなくなる。そういったことを考えると、より効果的な方法で、今何をすべきかというものをしっかりと判断しなければいけないのだろうというふうに思っています。これから先は、誰でもできるというよりは、よりそれぞれの業界が努力をいただいた中で、羅臼町がそれに対してどんな支援ができるか、これは真剣に考えていくべきだろうというふうに考えております。



○議長（佐藤 晶君） 田中良君。

○2番（田中 良君） ぜひその辺のあたり、実は商工会員のというか、商業の部門で言いますと、年々、実はお店が減っていっています。昔からやっていた人方が廃業しながらしているような状態です。やっぱり羅臼町もほかのまちと同じように、やっぱり商業のほうがちよっと衰退しているのかなと。これはひとえに、やっぱり浜の活気の落ちてくる部分と同じように、相乗効果で落ちているのかなとっております。ぜひこの辺のプレミアム商品券を使って、商工会なりは商工会なりでまたいろいろなことを考えながら、このプレミアムを使った後に、福引券とかそういうのをやったり、いろいろな相乗効果をねらってやっています。

ただ、そういうような形で、ぜひ羅臼町もそういうような形で応援していただけたら、ここはできるよというようなアドバイスなりいただければ、もっと伸びていくかなと思うのですが、続きまして、2件目のまち全体の計画、これをなぜ今回、私、質問したかといいますと、湊屋町長の前に、これにつきましては、本町の再開発計画というやつをちらっと耳にして、私も1回も見たことなく過ぎてしまった。特に道の駅のあたり、本町通を重視しながら、聞き取り調査したり、いろいろな情報網を使いながらやった経緯があったと思われま。

それで、今回、湊屋町長が道の駅の周辺の関係性を、思い切った英断で前側をキッチンカーの出店スペースの広場にしたり、滞留関係の、再度、流れ方を変えたりしていただいた。そういうようなことで、ちよっとこの辺のあたりで、どのように全体に扱っていくのか、その辺のあたり、ちよっと何かあれば聞きたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 多分、前にも一度触れたことがあると思います、この件に関しましては。実を言いますと、僕がまだ議員だった頃に、前町長、脇町長が、あそこを魚の城下町通りという名称で、何かの計画をつくっていきたいというお話を、あの通りの計画、それがありません。しかしながら、それはなかなか実現性、そのときは難しいだろうというような報告であったのかなというふうに思っております。

そういったことがあったという中で、今、私が考える本町通りのことでありますけれども、そのときには、まだあそこの宿というものだとか、それから、お店もまだありました。そういった中で、今考えると、非常にあの通りは寂しい通りになってしまったのかなというふうな思いもございます。

ですから、道の駅を中心とした本町界限、それから、裏の通り、道道ではありますけれども、その通り、あそこは昔から文化的な要素もたくさんあります。水の出る場所が3か所ほど、3か所だったと思いますけれども、ございまして、あれは富山のほうからの文化で、清水というものであるというふうに思っておりますけれども、それが3か所ほどあった。そういったものですとか、あそこでは桜、天然記念物、桜ではなくて天然記念物の木があって、誠諦寺のほうにと、あそこは非常に重要な場所だろうというふうに思っていま

す。それと、羅臼町がパイプを通して温泉もあの前を通って、過去にはあそこの旅館に提供していたということもあって、非常にこれから先のことを考えると、あの通りをしっかりと羅臼町としてどう考えていくのかということ、考えなければいけないというふうに思っておりますが、何分にも、私有地であったり、そういった場所でありますから、あの通りの方々のやはり理解をいただかなければいけないということもあります。ですから、そういったことは徐々に進めていければという思いはございます。ですが、そういった場所でありますから、慎重にも進めなければいけないというふうに思っております。

そこから広がる、今、繁華街と言われた富士見町、船見町地区、こちらへどう人を誘導していくか、昔、ラブ・リバー構想というのがあって、今の羅臼橋から緑橋、それからその上の橋、4本ありますけれども、その周りをずっと散策をするというようなエリアを、ラブ・リバー計画というものがあつたような気がします。これは前々町長あたりの話だつたと思いますけれども、そういったことももう一度見直して、この地域の活性化をどうしたらやっていけるかということ、ちょっと検証してみたいなという思いであります。

○議長（佐藤 晶君） 田中良君。

○2番（田中 良君） ぜひその辺のあたり、私もそのラブ・リバーというのも分かっております。ましてや、あそこは今、ほとんどキツネとシカが歩く程度、人が、この頃は下を歩いているのは見たことありません。いわゆる羅臼川を挟んで、対岸にウッドチップを敷いて、そこを歩くように、ウォーキングできるように。でも、町民の方で、今、ほとんどあの下を歩いている人はいないと思います。歩道の上は、朝とか結構歩いていますけれども。だから、そういうことを考えまして、ちょうど私が思うに、本町地区を起点に、いわゆる今、たまたま町長から羅臼橋の話が出ました。あそこから、大体温泉までと、大体3キロ圏内ですと、ちょうど礼文町の途中と共栄町の途中ぐらいまで、ずっと拠点として、歩くにはちょうどいいコースなのかなと思います。歩いている人に聞くと、大体平均、1日10キロ程度近く歩いているというか、1回10キロぐらい歩くぐらいのペースで歩いているみたいですから、その辺のあたりを見て、ぜひこの辺のあたりは再度、町長が考えているときに、その辺も含めまして、いわゆる飲食店街もそうですけれども、湯ノ沢地区、いわゆる温泉街と言われていた、その地区もそうですし、決して車でなければ行けないという場所ではないと思います。都会の人であれば、そのぐらいの距離は多分歩くと思います。残念ながら私たちはというか、私は全然そういうところを歩くという意識はないので、足でなく、すぐ車に乗ってしまうので、見る速度が、歩いている速度と車で見ている速度とは違うと思いますけれども、ぜひその辺のあたりのことをやっていただきたいと思います。

最後に、町長が、将来、人口減少が加速的にということでお答えいただいたのですけれども、私は逆に、今後、羅臼町は、この後、若い人方が住めるようなまちになれば、人口が減るということは考えられないと思います。若い人方がここで生活するという意識を持つと、自然に子どもは増えます。私たちの後継者としてできている子どもも、やっぱり望

みたいのでね。その辺のあたり、町長、どのように考えているのか。何か少なくなることを前提で考えるのは、何かすごい私はしゃくにさわるのですけれども、町長はどのように思いますかね、その辺のあたりは。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 今、羅臼町の人口、毎年何人減りました、何人減りましたという報告をさせていただいておりますけれども、確かに毎年毎年、人口が減っていく。その数で一喜一憂するみたいな、一喜することはないのですけれども、悲しいと思うことは多いのですけれども、今おっしゃったように、若い人たちがどう活躍できる地域であるかというの、これは非常に重要なことだというふうに思っております。しかし、そのバランスもあると思いますので、やはり若い人たちをしっかりと支えていける世代の人たちも必要であろうと思いますし、そういったことも含めて、今後、若い人たちが集まってくる、羅臼に住みたい、羅臼でこういうことをやりたい、幸いにも羅臼町には資源がございます。そういったものを生かして、観光や、そういったところで新たな人材がしっかりと羅臼町に夢を持って入ってきてくれるようなまちづくりは目指したいと思っております。

○議長（佐藤 晶君） 田中良君。

○2番（田中 良君） ぜひそのように取り組んでいただきたいと思います。

今の、たまたまコロナのこの2年、3年の間で、やっぱりテレワークという形で進んでいるところであります。ということは、都会にいなければ魅力を感じないかという人もいるかもしれないですけれども、地方にいても十二分に魅力を発信できるということは、もう今、この2年の間にいろいろな実証でできていますし、そういう形で、ぜひ羅臼町の、先ほど言ったようなポテンシャルがありますから、その辺のあたりをもっとPRできるような形でいければいいかと思っておりますので、ひとつ頑張ってくださいと思います。

以上で終わります。

○議長（佐藤 晶君） 次に、9番小野哲也君に質問を許します。

小野哲也君。

○9番（小野哲也君） 石崎新教育長、御就任おめでとうございます。改めましてこの場をお借りしましてお祝いを申し上げます。

教育長になって、今日が初の一般質問というときだと。その初陣ということで、その初陣にあてがおうということで、交わりたいということで、今回の質問をつくらせていただきました。先ほどおめでとうと申し上げましたが、そうなるかならないか、これから新教育長の胸をお借りしまして、精一杯質問したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問を始めたいと思います。

私の質問は、町立小学校及び幼稚園についてということで質問させていただきます。

町立小学校、つまり羅臼小学校と春松小学校、そして幼稚園2園の適正配置計画の具体的中身を踏まえての計画及び今後のスケジュール等をお伺いしたいと思います。よろしく

お願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（石崎佳典君） 小野議員から、1件の御質問をいただきました。羅臼町立小学校・羅臼町立幼稚園適正配置計画の具体的中身を踏まえての計画及びスケジュール等についての御質問です。

羅臼町立小学校・羅臼町立幼稚園適正配置計画は、令和元年度に羅臼町社会教育委員の会、羅臼町校長会、羅臼町教頭会への諮問に対し、答申を受け、羅臼町立小学校・羅臼町立幼稚園適正配置計画案を作成しました。

その後、春松幼稚園、羅臼幼稚園、春松小学校、羅臼小学校の社会教育関係団体であるPTA、さらには羅臼地区の住民、春松地区の住民に対し、「子どもたちにとって望ましい教育環境の一層の充実を目指して」と題して説明会を開催し、参加いただいた多くの皆さんに御理解をいただきました。

教育委員会内部での手続といたしましては、令和2年度から令和6年度まで、5年間の計画について、教育委員会に議案を上程し、議決され、羅臼町立小学校・羅臼町立幼稚園適正配置計画としてスタートしたところです。

計画の内容といたしましては、羅臼町の教育課題について、1点目の、国や北海道の教育行政の動き、2点目の、羅臼町教育目標と教育課題、3点目の、少子化の現状及び学校規模の課題に分類し、教育大綱の内容や羅臼町内の人口の推移をもとに掲載をしております。

さらに、適正配置の課題に触れ、集団の持つ教育力の重要性と必要性を示し、新たな学校の創出を目指して、適正配置方策に取り組む決断が必要と示しております。

羅臼町の将来を見据えた町立小学校、町立幼稚園の適正化の基本方針は、4点を掲げておりまして、一つ目が、当面は小学校2校、幼稚園2園を維持するということ。

二つ目が、町立小学校は複式学級を避けるのが望ましいということ。

三つ目が、複式学級となるときは、統廃合の必要性について検討するということ。

四つ目が、小学校と同時に幼稚園の統合の必要性についても検討するということでございます。

推進計画につきましては、小学校及び幼稚園のそれぞれ当該地域において、統廃合を望む意向がある場合は協議を行うこととし、統廃合を進めるに当たり、スクールバスの導入が必要だとも示しております。

最後に、次期計画については、令和6年度に策定の準備をし、令和7年度以降の計画を策定することとしております。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） 今のお答えいただいた中身のほうからまず質問させていただきたいと思います。

新たな適正配置の課題に触れ、集団の持つ教育力の重要性と必要性を示し、新たな学校

の創出を目指して、とあります。これは適正配置のほうも、私、読ませていただいたのですけれども、同じ文言がありました。この意味がちょっと分からないのですけれども、新たな学校の創出を目指してというのは、新たに学校をつくることを目指すということですか。まずここが一つ。ここがちょっと文言として、例えば、その創出も踏まえた上でとかというのだったらまだ話も分かるのですけれども、新しく学校をつくろうということではないのだと思うのですけれども、ここの理解がちょっと分からないので、かみ砕いて説明していただきたいです。

それと、今、複式学級の話も出ていますし、それに付随してといいますか、本当は付随してはいけないのでしょうけれども、統廃合という言葉も出ています。この複式学級についての基準、具体的な基準、統廃合と、統廃合についても具体的な基準、これを教えていただきたいです。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（石崎佳典君） 新たな学校の創出といったところでございますけれども、この適正配置計画は、統合ありきということではございません。よりよい教育を行うに当たって、どのような形で学校を考えていったらいいか、そういったことをこの5年間で地域の住民と一緒に考えていきたいといったところでの適正配置計画でございますので、この新たな学校の創出については、具体的なイメージとしては、例えば知床未来中学校がそうであったように、羅臼中学校と春松中学校を、ちょっと言葉は過激ですけれども、廃校にして、新たに知床未来中学校をつくった、これも一つの新たな学校の創出といったことになるかもしれませんが、どちらかの学校に統合する、こういったこともまた一つ、新たな学校の創出の形かなというふうに思っています。今のところどのような形になるかというのは確定はしておりませんので、そういった意味での新たな学校ということで押さえております。

それから、統廃合の基準というお話がありましたけれども、まず複式学級につきましては、2個学年で、1年生を除いては16名、2個学年を合わせて16名になったときには、複式学級となるということになります。ただ、1年生がその2個学年に含まれるときは、8名で複式学級になると、1、2年生の場合。3、4年、5、6年については16名というのが複式学級になる基準ということになります。

また、統廃合の基準というお話がございましたけれども、あくまでも統廃合の基準というものは、地域の住民としっかりと話をし、一方的に進めていくものではないというふうに適正配置計画でなっておりますので、特段の基準というものはございませんが、しっかりと地域住民の皆さんの御意見を聞きながら進めていくものというふうに認識しております。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） ありがとうございます。

今の新たな学校の創出を目指してということの中に、どちらかの学校に統合しても、そ

それは新たな学校という考え方の中に含まれるというような解釈でよろしいですね。それでよろしいですね。

複式学級の基準は分かりました。

統廃合の基準は、いろいろと地域の人方、親御さんなりと話し合った上で、これから考えていかなければならない課題だろうということの解釈で了解いたしました。

統廃合を進めるにおいても、スクールバスの導入が必要だとも示しておりますと書いてあります。ちょっとすみません、私、今、分からないのですけれども、ちょっと前に、峯浜のほうの奥のほうにスクールバスが行かないと。あれは、その奥にいる人たちが前に来るのが大変だとか何とかという話をちょっと聞いていたことがあるのですが、あれは改善しましたか。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（石崎佳典君） 峯浜地区のバスの関係ですけれども、現在、通学に関して、スクールバスの導入はしてございませんので、路線バスを活用しているといったこととございますので、改善というよりは、そのままの状況、路線バスを活用した形での登下校をしていただいているということになります。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） ここにはスクールバスと書いている。今の状況は路線バスというような、中身が違うのだよというような解釈で、今いっているということですね。了解です。分かりました。

その上でも、統廃合をもし進めるのであれば、スクールバスを考えておかなければならないという文面がこれなのですよ。了解です。分かりました。

ここには、統廃合を望む意向がある場合は、統廃合に向けた協議を行う。これは適正配置のほうにもしっかりと書いてあったのですけれども、これがそうではなくて、複式学級を望む意向があるならば、複式学級に向けた協議を行うというものは何もないのですよ、適正配置の中では。今の教育長が答えてくれた中にも、それはないのです。それは町としては、統廃合を望んでいるからだというような方向性がちょっとここから見えてしまうのではないかと、私はちょっとフィフティではないのではないかと。最初の提案をする上で、フィフティな提案になっていないのではないかと思うのですけれども、その辺、どうですかね。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（石崎佳典君） 令和元年から、町民に対する説明含めて、意見交換をしてまいりました。

そういった中で、複式学級ということになりますと、先ほど言ったとおり、2個学年が一つの学年で学びをしなければいけないといったところで、この適正配置計画でも、複式学級を避けるのが望ましいというようなことを記載しているところとございますので、複式学級になって学校の状況が変わる場合には、統廃合の必要性について検討をしていくと

いった意味でございます。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） すみません、ちょっと後のほうの、今の言葉の意味が分からなかったもので、もう一度お願いします。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（石崎佳典君） 失礼しました。基本方向と具体方策についてというところが適正配置計画にございまして、議員は目を通されていると思いますけれども、4点、先ほども御説明をしてあります。町立小学校は複式学級を避けるのが望ましいというのが2点目にございまして、3点目に、複式学級となる場合は、統廃合の必要性について検討します。この基本方向、具体策の方策についてというものを受けて、推進計画では、具体的にはどのような動きをするかといったことが示されておまして、そこにおいて、小学校、幼稚園ともに、当分の間、現状の学校配置を維持しますが、当該地域において統廃合を望む意向がある場合は、統廃合に向けた協議を行うというような形で進めていくという計画になっているものでございます。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） そこなのです。今、頭から、複式学級になるのであれば、それは望ましくないと。だったら、それで統廃合でいきましょうと。統廃合を望むのであれば、統廃合に向けた協議をしていきましょうと、そこがもうでき上がっているのですよ、この適正配置計画で。これが、私はフィフティではないのではないかという話なのです。もっとフィフティに考えていくと、複式学級がまずよくないとか何とかということのしっかりした説明、内容、その辺が、この適正配置の中にも少し出ているのです。集団の中で多様な経験を積むことが困難になると書いているのですけれども、実は同じ年ではなくても、年が例えば一つ違っていても、それは集団ですよ。となったときに、その複式学級がよくないという信憑性というのですか、それをはっきりと示さなければいけない。その部分が、この適正配置計画には欠けていると思うのですけれども、その辺、いかがですかね。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（石崎佳典君） 適正配置計画の中にはついておりませんが、その資料の中に、小規模校の一般的なメリット、デメリットというものがございまして、生活面、教育活動面、それから、教職員の組織、学校経営面で、小規模校のメリット、それからデメリットについて記載がございまして、この件につきましては、地域住民、それから学校、幼稚園のPTAに全て読み上げて説明をして、この複式学級も含めた、メリットもあるけれども、デメリットも大きいところを御理解いただいた上での配置計画ということになっております。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） 私が聞いている上で、その説明をしたという話は聞いておりま

す。その説明に、複式学級のことを、そこまでしっかりと、よくないというような形で思っている人はいないと思います。ちょっと複式学級の何が悪いのかという話を結構聞かれるのですよ。その部分で、あ、納得していないのだなという思いがしたのですが、それを説明していて、説明会をやっていて、その雰囲気はどうでした。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（石崎佳典君） 説明会には、私、出席しておりませんので、雰囲気まではお伝えできませんけれども、複式学級については、令和元年からの議事録等を読み返してみますと、確かに複式学級のどこが悪いのかというような意見がある一方で、複式学級を経験してきた方からは、やはり単式の学級のほうが望ましい、よかった、よいと感じていたという意見も聞かれました。

複式学級、具体的にどのようなメリット、デメリットがあるのかといいますと、特に教育の質の維持がなかなか困難な状況になるというふうに考えています。例えば、2年生と3年生が16人に満たずに、ここで複式学級になりますと、国語と数学と生活科を行う2年生と、3年生は国語と数学と理科と社会を学ばなければいけないという、学習をしなければいけないのですけれども、この2年生、3年生が同じ教室で、2年生は国語と数学と生活の3教科、もちろん図工ですとか、そういったものもありますけれども、それから、3年生は国語と数学と理科と社会、これを基本的には1人の先生が賄うという形になります。特に2年生の生活などというのは、教室での学びではなくて、外で学びをするというようなこともございまして、3年生の国語、数学、理科、社会を教室で学ぶ際には、学校の中で非常にやり繰りをしながら、先生の配置を含めて行わなければいけないというようなことで、非常に細かい話をさせていただきますけれども、複式学級には、これは2年生と3年生の例ですけれども、4年生、5年生のときには、また授業展開ですとか、そういった部分が困難になるといったところがございますので、より質の高い教育を、2年生、3年生、それぞれの学年に提供しようとする、単一の学級が望ましいというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） 今のはデメリットですよね。メリットが今出ていないので、メリットをお願いします。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（石崎佳典君） 資料によれば、人数が少なくなるということが複式学級の条件になりますので、人数が少なくなったらというところでは、生活面では、子ども相互の信頼関係や相互理解が強くなっている。教職員と保護者との人間関係が密接になっている。それから、教育活動面では、人数が少なくなること、複式になることによって、個に応じた配慮ができるようになったり、教材、教具が活用しやすいですとか、また、教職員の組織、学校経営面では、教職員間の相互の連携が密になるというようなことが言われております。



ただ、複式については、こういったことをトータルに考えますと、教育の質を保証するという部分では、デメリットのほうが大きいのかなというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） ありがとうございます。

私、この質問するのに、ちょっといろいろと調べました。調べた上で、私も実質、複式学級ではないですから、複式学級のよさというのは分からないわけでありまして。例えば子どもを見ていたとしても、子どもはやっぱり同学年の子たちともまれたほうがいいのだろうというような概念で、私も複式学級はあまりよくないのかなと思っていたのです。ですけども、ちょっといろいろ調べさせていただきますと、結構利点、メリットというのは出てきて、今、教育長が言ったこととかなりダブるところがあるのですが、ちょっと言わせてもらいます。

まず、年長者が年少者を教える、それと、それ自体が相互に学べる。これ、今、教育長もおっしゃっていたのですけれども、実際、教えるということは、最良の教育と言われております。その中で、こういうことが生まれてくると。教えることによって、知識、知恵が生まれる。これは一方的に教えられるということだけではなくて、自分から、自ら動いて、教えることも考えると。どうやったら伝わるのかということを考えるということです。

実際、今、デメリットとして教育長が言っていたこと、学年が分散するので、きめ細かい指導がしづらい、質のいい授業ができないということなのですからけれども、逆にそういう場合は、自主的に学習をしていく、自分たちのペースで学べると。これを研究するために、日本の中では、わざと、人数は多いのに複式学級にしている小学校もありますよね。実際、それがどうなのだと、研究しようということ、それ自体を、複式学級にしている学校も確かにあります。

今、これ、日本の教え方のベース、文科省のベースとして動いているからこういうふうになるのですけれども、逆に韓国や朝鮮、このあたりでは、中学以降では、年齢に関係なく友達ができて、年齢を問わず相手を尊重することが身につくという結果も出ております。

先ほど教育長が言われた欠点の部分も、教育長が言う以上にありました。先ほど学習の質の維持ができないというような話もありましたけれども、プラス、いい意味での葛藤やストレスを経験しづらい。適度な競争意識が生まれにくい。これは適度かどうかというのは、その人本人とか、その周りによるのですけれども、要は頑張れないということですよ。

実際、今の日本の教え方自体を、年齢平等型、または年齢平等主義というそうです。こうではなくて、複式学級を含めた、例えば世界の中には、複式学級という、一つ違いの子たちだけではなくて、小学校一つを1学級にするという考え方もあります。これはフランスの農村に多いのですけれども、フレネ教育というのだそうです。それは異年齢混成教育

という形になっています。子どもたちに自ら自治をつくらせる。そして、自分たちで自分の採点をさせる。これは、実際、教材が、今の日本にはないです。教材も一からつくらなければならないので、それこそ教え方のベースが、今はどこの小学校も一緒だと思うのですけれども、その単一化したものから完全に外れます。ですが、そういう枠、年齢とか学力とか、そういったものを完全に排除しますので、完全に個に向き合うことができます、個人に。日本は今、飛び級はありません。でも、アメリカでは飛び級があります。飛び級も、個に向き合うということでは、非常に素晴らしい内容なのだと思います。

実際に、誰もが経験していると思いますけれども、日本人、日本の文化というのは、優秀な集団を生み出します。この教育の成果です。この教育の成果ですけれども、天才を生み出しません。

ここで、今、この地域の問題です。この地域としては、今、日本の外れです。日本の端っこですよ。端っこなのですけれども、地球全体から見れば、実際、そこは端っこではないのです。いろいろなことが考えていける。

これは世界遺産の考え方ともつながってはいくのですけれども、そういった部分において、まず、流れてきている文科省からの教育の流れ、確かにこれをやっていかなければならないのですけれども、これ自体に従っていったら、絶対、いい方向には行かないと思うのですよ。なぜいけないかという、やっぱり子どもが少なくなっているからです。そこを、大人の理論で統廃合しろというような形になると、これ、純粹に子どもたちのためというのではなくて、実際にそれに使う費用であるとか、人力であるとか、そういったものがやっぱり関わってくるわけです。そうなったときに、親はそこまで考えられるのかと。そこは結構難しいところがあると思うのですよね。

ちょっと今、いろいろとしゃべらせていただきましたけれども、率直に御意見をお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（石崎佳典君） 複式学級もそうですし、どういった学びを小学校、中学校で展開していくかといったところにつきましては、文科省で示している学習指導要領にのっとってやっているといったところでございます。

複式学級の賛否といいますか、メリット、デメリット、確かに私、先ほど、メリットのほうが非常に大きいというふうにお答えしましたけれども、当然、町民からの説明会でいただいた意見の中に、こちらでも、当然、賛否があるといったところでございます。今後、どんどん子どもたちの数が減っていったら、学校をどのように適正に配置していけばいいかという話を、計画をつくるに当たっては、先ほどの答弁と重なりますけれども、社会教育委員の会と校長会、教頭会、こちらに諮問いたしまして、答申を受けて、この計画ができておまして、その中で、先ほどお伝えをしました、複式学級は望ましくないというようなことでの計画となりましたので、現在、令和2年からこの計画が始まっておりますけれども、教育委員会の中でもしっかりと上程をして、議決された内容ですので、この計

画に沿って、今、進んでいるということでございます。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） 今、教育長の口から、社会教育委員の会、校長会、そして教頭会のほうで、複式学級は好ましくないというような形で出たけれども、実際、住民のほうに話をすると、賛否がある。そこなのです。そこがやっぱり問題なのですよ。その賛否がしっかり、複式学級はよくないのだと、そうではなくて、その次に進めようというような形に持っていけるだけの説得力がないと、この後、厳しいと思います。

ましてや、私、一番最初にスケジュール等をお伺いすると書いてありますけれども、スケジュールは、最後の令和6年度に策定の準備をし、令和7年度以降の計画を策定することとしておりますと、これだと思っております。私が見ていた適正配置計画の中でも同じようなことが書いているのですけれども、もう大体子どもたちの今いる人数、そしてどれぐらい減るか、今後、どれぐらい減っていくかという人数は、もう大体分かっていますよね。分かっている中で、これはもう6年まで、今の状況を6年まで維持するというのはいいですがけれども、その後の状況を、もっと親御さん、そして地元の地域の人たちと、その前に話をしていかなければならないと思うのですけれども、その辺、いかがですか。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（石崎佳典君） 既に、議員おっしゃるとおり、2021年に生まれた出生数についてもこちらでは押さえておまして、当然、年度が変わりますと、出入りの関係で人数の変動はあると思いますけれども、そういうような状況はしっかりと押さえております。

適正配置計画において、毎年度、推計していくというような計画になっておりますので、今、学校の中ではこういう状況、出生数がこうであって、2年後にはこういった人数の、羅臼小学校は何人、春松小学校は学年ごとに何人というような状況になるという情報提供は、先日もPTA役員にはさせていただいております。これはあくまでも情報を提供して、現状把握といったところでございますので、統廃合に向けた協議を行ったということではございません。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） いいと思います。いいのですけれども、やっぱりその上で、今後、複式学級、それと統廃合に向けての具体的な話というのは、私、もうしていったいいのだと思っています。だって、もう複式学級は好ましくないという町の判断があるのでしょう。あるのであれば、もうそれをしっかりと話していかないと、また同じ轍を踏むような気がしています。その辺、いかがですか。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（石崎佳典君） 先ほど私、好ましくないという言葉を使ってしまいましたけれども、適正配置計画では、学級を避けるのが望ましいという言葉です。若干、ニュアンスが違うというふうに思ひまして、訂正をさせていただきたいと思います。町立小学校は複

式学級を避けるのが望ましい。あくまでも適正配置計画に沿って、今、進めております。丸っきり動きがとまっているということではありませんで、先ほど説明したとおり、PTAの役員とも情報の現状を共有しておりますし、この後、どういった形になるかというのは、常々、教育委員会内部においてもシミュレーションをしながら、どういった形がいいかといったことは模索をしております。

ただ、先ほど来から言っております、令和元年から住民説明会、それから、各団体とのやり取りの中で、非常に進め方についていろいろと御意見もいただいておりますので、この適正配置、学校に関わることについては、本当に歴史ある学校、地域での内容となりますので、非常にデリケートだというふうに思っておりますから、今後はしっかりと町民と、保護者と、それからPTA、そういったところと話をしながら、慎重に進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） ありがとうございます。

私、今、話し合うと言っていた中に、今後のPTAになる人というか、今後の親御さんということも足していただければと思います。話をしているうちに、今の親御さんは親御さではなくなるのですね。一番重要なのは、これから入ってくる子たちに関しての親御さんの関係、これがまた厄介なことに、6年なのですよ。小学校にすれば6年。順次、入れ替わるわけです。そういった部分も踏まえれば、私は少しでも具体化して、少しでも早くして、少しでも内容を濃くしてということに向かっていければと思います。

先ほど、世界的ないろいろな話もさせてもらいましたが、例えば日本でも、文科省の学習要綱に合わせない幼稚園もあるわけです。例えばゴルフの横峯さくらのおじさんの幼稚園などは、ものすごい入りたいという子たちが多いです。入れさせたいという親も多いです。横峯式の幼稚園は、今、多分、まだ増えていると思います。そこは、一番の子どもたちを伸ばす条件というのは何かと、そのおじさんに聞いたところ、決してあおりはしないですけれども、競争だと。自分たちが自分たちで競争することが一番なのだということで、それを踏まえて、卒業してからも優秀な子どもたちというのは出てきています。

最後にもう一つ、ちょっと私なりの例を申させていただきますと、よよかちゃんというドラマー、私はずっとドラムをたたいているものですからあれなのですけれども、よよかちゃんというドラマーを、皆さん、御存じかとは思いますが、今、もう中学生になってしまったのですけれども、小学校2年ぐらいで、YouTubeに自分がたたいているLed Zeppelinというバンドの流民の歌という、非常にドラムが難しい曲があるのですが、それをYouTubeに上げたら、そのLed Zeppelinの本物のボーカルとギター、ロバート・プラントとジミー・ペイジがそれを見て仰天したと。実際にその人たちと一緒に演奏もしている。今では、もう日本のトップドラマーたち、そしてトップミュージシャンたちとも一緒に演奏をしております。ですけれども、この子、偉いのは、地元の活動とか、親と一緒にバンドをやったりとか、そういうことをするのです

よ。だから、自分も生かしながら、周りもしっかりと、そこだけに行くのではなくて、この子、石狩出身なのですけれども、そういう子なのです。

この子が、今、中学に行きましたと言いましたけれども、実際、日本を捨てました。小学校にいたときに、学校が生きづらかったそうです。生きづらかったというのは、行くのが嫌ではなくて、学校で生きるのがつらかったそうです。その理由を言っていました。学校は答えを最初から決めている。この学校という言葉、これは行政にも当てはまる言葉です。ここを感じながら、この後は、多分、親御さんたちは、文科省の学習要綱なんて関係ないのですよ。それを踏まえた上で、しっかりと地域の人たち、これから親御さんになるであろう人たちと話し合っていたいただきたいと思います。

そして、最後に申し上げますけれども、教育長というのは、私、非常にすばらしい職業だと思っています。子どもを通して自分の仕事の成果が見える。実際、私は、教育長になりたいと思っています。やってみたいと非常に思う仕事であります。実際、私の周りの人にも随分、教育長ならやってみたいという話はしていますけれども、町長に懇願はしていませんけれども、それぐらい、教育長というのは、子どもたちの笑顔を増やすことができます。新教育長に大いなる期待をします。そして、お手伝い、大いにさせていただきたいと思います。で、大いにもものも言わせてもらいたいと思います。頑張ってください。

質問を終わります。

○議長（佐藤 晶君） ここで、午後2時45分まで休憩いたします。

45分から再開いたします。

午後 2時30分 休憩

---

午後 2時45分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎日程第6 報告第7号 繰越明許費繰越計算書について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 報告第7号繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の1ページをお開き願います。

報告第7号繰越明許費繰越計算書について。

また、この後、予定をしております議案第37号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算から、議案第44号北海道市町村職員退職手当等組合規約変更についてまで、副町長及び担当課長から内容について説明をさせますので、御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

ろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 税務財政課長。

○税務財政課長（対馬憲仁君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第7号繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度目梨郡羅臼町一般会計繰越明許費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので、報告するものであります。

2ページをお願いいたします。

令和3年度目梨郡羅臼町一般会計繰越明許費繰越計算書。

令和4年第1回定例町議会及び第2回臨時町議会におきまして議決をいただきました繰越明許費の繰越計算書を令和4年5月31日付で作成し、報告するものであります。

2款総務費1項総務管理費の事業名、町営住宅等補修工事で、金額393万5,000円に対し、翌年度繰越額は同額で、財源内訳として、未収入特定財源369万円、一般財源24万5,000円となります。

同じく2款総務費3項戸籍住民基本台帳費の事業名、社会保障・税番号制度システム改修補助事業で、金額272万8,000円に対し、翌年度繰越額は同額で、財源内訳として、全額が未収入特定財源となります。

3款民生費1項社会福祉費の事業名、子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）で、金額1,100万円に対し、翌年度繰越額は同額で、財源内訳として、未収入特定財源1,091万8,000円、一般財源8万2,000円となります。

4款衛生費1項保健衛生費の事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業で、金額1,001万3,000円に対し、翌年度繰越額はゼロとなりました。理由として、当初は新型コロナウイルスワクチン接種事業を翌年度へ繰り越して実施することを想定しておりましたが、事業費の見直しを行い、令和3年度、令和4年度のそれぞれ単年度ごとの事業で行うこととなったことから、翌年度繰越額はゼロとなったものであります。

同じく4款衛生費1項保健衛生費の事業名、医療用抗原検査キット配布事業で、金額264万円に対し、翌年度繰越額は同額で、財源内訳として、未収入特定財源20万5,000円、一般財源13万7,000円となります。

8款教育費1項教育総務費の事業名、学校等感染予防対策事業で、金額117万3,000円に対し、翌年度繰越額は同額で、財源内訳として、未収入特定財源58万6,000円、一般財源58万7,000円となります。

最後に、合計金額3,148万9,000円に対し、翌年度繰越額2,147万6,000円で、財源内訳として、未収入特定財源2,042万5,000円、一般財源105万1,000円となります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

これから、報告第7号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

報告第7号繰越明許費繰越計算書について、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第6 報告第7号繰越明許費繰越計算書については、承認することに決定いたしました。

---

### ◎日程第7 議案第37号 令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第7 議案第37号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(川端達也君) 議案の3ページをお願いいたします。

議案第37号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和4年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,342万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,390万7,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

10款1項地方交付税3,099万円を減額し、20億9,639万8,000円。

歳出の財源調整として、普通交付税に求めるものでございます。

14款国庫支出金1億3,032万3,000円を追加し、4億2,913万2,000円。

2項国庫補助金1億3,032万3,000円を追加し、2億7,515万7,000円。

内容につきましては、子育て世帯臨時特別給付事業補助金が272万2,000円、新

型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金が449万2,000円、さらに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で1億2,310万9,000円となっております。当該臨時交付金の令和4年度の羅臼町に対する配当額につきましては、令和3年度の本省繰越分と追加分、さらに原油価格・物価高騰対応分として創設された交付額を合わせて、合計1億2,899万6,000円となっております。この交付金を活用し、10件の事業で1億2,310万9,000円を充当しております。

10件の事業の内訳につきましては、1件目は、町民の水道料の減免として、水道事業会計繰出金へ2,300万円。

2件目は、テレビ番組を活用した観光振興として、総合プロモーション事業1,160万円。

3件目は、学校の感染予防対策物品供給事業154万3,000円。

4件目は、学校ネットワーク環境整備事業で577万4,000円。

ここまでは、当初予算で計上しておりましたものに対して、交付金を充当する財源の組み換えとなっております。

5件目からは新規事業となりますが、消防活動等感染対策整備事業に660万8,000円。

6件目は、医療用抗原検査キット配布事業247万5,000円。

7件目は、学校等医療用抗原検査キット整備事業で148万5,000円。

8件目は、公共施設等感染予防対策事業142万4,000円。

ここまでの5件目から8件目までの事業につきましては、新型コロナ感染対策のものでございます。

9件目は、特別定額給付金事業4,750万円。

10件目は、プレミアムつき商品券発行事業2,170万円で、原油価格・物価高騰などの緊急対策としての事業となっております。

なお、10件の事業の詳細につきましては、参考資料の1ページから2ページの資料1に掲載しておりますので、後ほど御参照願います。

18款繰入金1項基金繰入金6,095万5,000円を追加し、6億718万6,000円。図書館として活用予定の釧路信用組合羅臼支店の土地と建物購入費用の財源として、知床らうすまちづくり基金からの繰入金となっております。

19款1項繰越金2,166万1,000円を追加し、2,166万2,000円。令和3年度補助金の確定に伴う返還金の財源を前年度繰越金に求めるものでございます。

20款諸収入1,677万4,000円を追加し、6,989万6,000円。

3項雑入1,677万4,000円を追加し、6,042万円。

内容につきましては、補助申請しておりました3件の事業が採択されたことによるものでございます。

1件目は、コミュニティ助成事業助成金で230万円。



2件目は、再生可能エネルギー導入目標策定業務に伴う二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金747万4,000円。

3件目は、地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業補助金700万円となっております。

21款1項町債530万円を減額し、4億6,710万8,000円。知床開きの中止に伴いまして、その財源として予定しておりました知床開き開催事業債の減額でございます。

歳入合計1億9,342万3,000円を追加し、54億6,390万7,000円となるものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1,147万5,000円を追加し、17億1,706万9,000円。1項総務管理費1,147万5,000円を追加し、14億6,821万1,000円。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う規制が緩和されてきており、人流も活発になってきておりますけれども、今後も引き続き基本的な感染予防対策は必要となりますので、庁舎内での会議などで使用するパーティションの購入で142万4,000円。また、消防の緊急活動における感染防止用の消耗品や備品、さらに、春日町に設置しております消火栓の故障により、取り替えとしまして、消防事務組合負担金として773万円。さらに、補助申請しておりましたコミュニティー助成事業助成金が採択となったことで、当初、観光費で予算計上しておりました支出先の組み換えとして232万1,000円となっております。

3款民生費463万7,000円を追加し、5億772万8,000円。

2項児童福祉費463万7,000円を追加し、9,546万3,000円。令和3年度分の子育て支援交付金の精算による返還金として191万5,000円。また、コロナ禍において、原油価格や物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対して、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給する事業で272万2,000円ありますが、全額、国からの補助金となっております。

4款衛生費4,199万3,000円を追加し、8億3,002万4,000円。

1項保健衛生費4,199万3,000円を追加し、3億6,145万1,000円。

内容につきましては、医療技術者就学資金に対しまして、医師1名と看護師2名の申請があったことで480万円。新型コロナウイルスの関係で、抗原検査キット配布事業247万5,000円。4回目のワクチンの追加接種に伴う経費449万2,000円。4回目のワクチンの事業費につきましては、全額、国の補助金となっております。また、令和2年度から令和3年度分の新型コロナウイルスワクチン接種事業の精算による返還金が1,958万7,000円と、令和3年度分の風疹抗体検査事業の精算による返還金が15万9,000円でございます。

さらに、墓地の区画変換で40万円。

脱炭素に向けた二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金が採択されたことにより、再生可能エネルギー導入目標の設定やビジョンの策定業務として1,000万円ではありますが、事業費の4分の3以内の747万4,000円が補助金となっております。

また、特別会計繰出金として8万円ではありますが、診療所の人工透析管理システムの更新に伴う経費の一般財源分でございます。

6款1項商工費7,287万8,000円を追加し、2億5,592万円。

内容につきましては、コロナ禍におけ原油価格や物価高騰などの総合緊急対策を踏まえ、町民負担の軽減を図るため、町民1人当たり1万円を給付する特別定額給付事業、これに4,750万円と、経済対策事業として、プレミアムつき商品券発行事業2,170万円。

また、知床開きの中止に伴って542万円を減額し、代替イベントの花火大会経費として242万円を追加。

さらに、観光庁の補助金であります、地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業が採択されたことで、オートキャンプ場の整備のほかに、食と体験コンテンツの創出などに要する経費として900万円でございますが、700万円が補助金として計上しております。

また、観光費で予算計上しておりましたイベント用テーブルが、コミュニティー助成事業助成金が採択されたことで、支出先の組み換えで232万2,000円の減額でございます。

8款教育費6,244万円を追加し、4億7,022万3,000円。1項教育総務費148万5,000円を追加し、9,809万8,000円。幼稚園や各学校用としての抗原検査キットの購入費でございます。

5款社会教育費6,095万5,000円を追加し、1億1,545万2,000円。図書館の移転に向け、活用予定の釧路信用組合羅臼支店の土地と建物購入費用になっております。

歳出合計1億9,342万3,000円を追加し、54億6,390万7,000円となるものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正であります。

1、変更の、1件の事業がございます。知床開きの中止に伴う知床開き開催事業債の限度額530万円を全額減額するものでございます。

以上でございますが、事項別明細書を別冊資料として配付させていただいておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を

許します。

質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質問を終わります。

---

◎日程第8 議案第38号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業  
特別会計補正予算

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第8 議案第38号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(福田一輝君) 議案の7ページをお願いいたします。

議案第38号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。

令和4年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ638万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,987万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正でございます。

地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

8ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正予算。

歳入でございます。

2款繰入金1項他会計繰入金8万円を追加し、2億229万3,000円。

4款1項町債630万円を追加し、6,810万円。

内容といたしましては、今年4月に人工透析に係る管理支援システムの故障が判明し、システムを更新することよりも、新規に購入するほうが安価なため、システム購入に係る財源として追加するものでございます。

歳入合計638万円を追加し、2億8,987万5,000円とするものでございます。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費638万円を追加し、2億4,006万6,000円。

内容といたしましては、歳入でも御説明いたしましたとおり、人工透析に係る管理支援

システムの新規購入に係る経費でございます。

歳出合計638万円を追加し、2億8,987万5,000円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的は、診療所設備整備事業債、限度額は630万円、起債の方法は、証書借入または証券発行、利率は5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができるものでございます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料の21ページから26ページにかけて掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

なお、6月13日、書面会議にて開催の国保運営協議会にて報告し、承認を得ておりますことを申し添えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

---

#### ◎日程第9 議案第39号 令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 議案第39号令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 議案の11ページをお開き願います。

議案第39号令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算でございます。

今回の補正につきましては、破損により、修理不能となった春日町消火栓の取替え工事を根室北部消防事務組合からの受託工事により実施することに伴う補正でございます。

第1条は、総則でございます。

令和4年度目梨郡羅臼町の水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございます。

令和4年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款水道事業収益に112万2,000円を増額し、2億416万3,000円。

第1項営業収益に112万2,000円を増額し、1億4,524万3,000円。消火栓取替え工事に係る根室北部消防事務組合からの負担金であります。

支出でございます。

第1款水道事業費用に112万2,000円を増額し、2億416万3,000円。

第1項営業費用に112万2,000円を増額し、1億7,500万7,000円。春日町消火栓1基の取替えに係る受託工事費用であります。

なお、別冊資料27ページから28ページに補正予算実施計画を掲載しておりますので、後ほどお目通しお願いいたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

---

#### ◎日程第10 議案第40号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 議案第40号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 議案の12ページをお願いいたします。

議案第40号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

13ページをお願いいたします。

羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例。

羅臼町介護保険条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の14ページ、資料12を御参照ください。

改正の理由及び改正内容であります。

このたびの改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による第1号被保険者の介護保険料減免措置について、令和4年度においても減免措置を実施するため、所要の改正を行うものでございます。

改正条項です。

附則第7条第1項、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に変更する。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第7条第1項の規定は、令和4年4月1日から適用するものでございます。

なお、参考資料の15ページ、資料13に、羅臼町介護保険条例の一部改正新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

---

#### ◎日程第11 議案第41号 工事請負契約の締結について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第11 議案第41号工事請負契約の締結について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 議案14ページをお開き願います。

議案第41号工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、羅臼町町営住宅緑町団地建設工事(B-1号棟)。

2、契約の方法、一般競争入札。

3、契約金額、1億7,919万円。

4、契約の相手方、酒井・加我・佐久間特定建設工事共同企業体。代表者、住所、北海道目梨郡羅臼町栄町11番地6。氏名、有限会社酒井建設、代表取締役酒井孝幸でございます。

なお、参考といたしまして、別冊参考資料16ページに、資料14、配置図、17ページに、資料15、住棟概要図を掲載しておりますので、後ほどお目通しのほどお願いたします。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質問を終わります。

---

◎日程第12 議案第42号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

◎日程第13 議案第43号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

◎日程第14 議案第43号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第12 議案第42号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について及び日程第13 議案第43号北海道市町村総合事務組合規約の変更について並びに日程第14 議案第44号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてまでの3件は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(本見泰敬君) 議案の15ページをお願いいたします。

議案第42号から、17ページの議案第44号まで、3件を一括して御説明をさせていただきます。

初めに、議案第42号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を次のように変更する。

規約の変更理由につきましては、新たに上川中部福祉事務組合の加入に伴い、規約別表第1を改正する必要が生じたため、規約の変更について協議し、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更規約でございます。

別表第1中「上川中部福祉事務組合」を加える。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

16ページをお願いいたします。

続きまして、議案第43号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更する。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

規約の変更理由につきましては、新たに上川中部福祉事務組合の加入に伴い、規約別表第1及び別表第2を改正する必要が生じたため、規約の変更について協議し、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更規約でございます。

別表第1上川総合振興局(30)の項中「(30)」を「(31)」に改め、「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

別表第2の9の項中「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものでございます。

17ページをお願いいたします。

議案第44号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を次のように変更する。

規約の変更理由につきましては、新たに上川中部福祉事務組合が加入することに伴い、別表第2を改正する必要が生じたため、規約の変更について協議し、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更規約でございます。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表上川管内の項中「富良野広域連合」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上でございますが、別冊の参考資料18ページ、資料16に北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約、19ページ、資料17に北海道市町村総合事務組合規約、20ページ、資料18に北海道市町村職員退職手当組合規約の新旧対照表をそれぞれ掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(佐藤 晶君) 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質問を終わります。



## ◎散会宣告

---

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月22日は、午前10時開議といたします。

議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後 3時23分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員